

# 平成25年度一般会計予算特別委員会会議録

平成25年3月13日(水)

(開会)10:00

(閉会)17:03

委員長

ただいまから平成25年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。「議案第8号 平成25年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

それでは、昨日に引き続き3款、民生費の審査を行います。はじめに、昨日保留しておりました永末委員の質疑を許します。

永末委員

おはようございます。昨日伺っておりました部分で続けて質問させていただきます。資料のほうの88ページなんですけれども、先日お伺いしました分で、当期活動収支差額、(11)という部分が2100万円強あがっています。単年度としてプラスになっているんじゃないでしょうかという部分の質問をさせてもらっていたいていただきましたけども、その部分のご回答をいただければと思います。

社会・障がい者福祉課長

昨日は答弁がうまくできませんで、失礼いたしました。この87ページの、この事業計画収支計算書でございますけれども、この事業活動収支計算書は単年度の物の価値の変動と、それからお金の動きをまとめたものでございます。そして、御指摘のとおり23年度につきましては2119万円の黒字が生じておりますが、この額は、その下段のほうにあります減価償却費の積立金に充当しております。飯塚市社会福祉協議会は本所の事務所や、それから伊川の里、また平成23年度に飯塚市から譲渡いたしました穂波ふれあい会館などの施設や、また介護保険事業に係る車両などを所有しております。これらの資産を今後も維持していくために、減価償却の積み立てをするように県の指導監査でも指摘を受けているところでございます。

なお、資料の90ページのところの貸借対照表のほうをごらんいただきますと、社協はこの積立金のほかにも、財政調整基金や地域福祉活動積立金、それから介護保険経営資金積立金を所有しております。これらはすべて介護保険事業や地域福祉活動を安定的、また継続的に実施するために必要となる資金を確保しているものです。これにつきましては、全国社会福祉協議会が示す経営指針におきまして、安定的な事業展開のためには、単年度事業費の3分の1は資金として留保して置くことが求められておきまして、これを受けまして、飯塚市社協におきましても指針にそって、資金を確保し、安定的な事業の実施に努めているところでございます。

永末委員

詳細な御答弁ありがとうございます。昨日ちょっと不明だった部分が、今の御答弁でわかりました。まとめますと、単年度でプラスになっていきますけれども、積立が多々必要になってくるので、その部分での積み立てをいろんな部分でされているということかと思いました。当然、必要な部分は積み立てていかなくはないと思いますけども、何分、市全体としての財政としても厳しい部分がついていると思いますので、先日の質疑の中でも補助金の分が段々段々あがってきているという現状も聞かせていただきましたので、ぜひそのあたり、審査のほうをしっかりと行っていただいて、今後補助金の金額の分に関しましても、しっかりと見ていただきたいと思います。以上で終わります。

委員長

次に、117ページ、就労支援業務委託料について、吉田委員の質疑を許します。

吉田委員

生活保護総務費についてです。厚生労働省の発表によれば、今年の11月時点で21万7千人の方が受給されています。7カ月連続で過去最多を更新していると発表しております。受給

世帯は、156万7千世帯で同じく3,496世帯の増の発表と受給を減らすこと、受給支援に向けた取り組みが今後急務だと考えます。就労支援事業の委託料が24年度の倍額、1890万円で計上されています。これについてお伺いしたいと思います。就業支援の事業内容についてお願いします。

保護第1課長

本事業につきましては、被保護者の就労促進を図るため、就労支援相談員を配置いたしまして、ケースワーカー及びハローワークと連携しながら、稼働能力を有する被保護者に対しまして、就労支援を実施する事業でありまして、被保護者の求職の相談に応じまして、ハローワークに同行し求職情報の提供や就職方法についての指導、援助を実施しているところでございます。また、履歴書の記入の仕方、企業面接への同行も実施していただいております。また、収集した求人情報を整理し、ケースワーカーに情報の提供もしていただいております。中には、被保護者の方につきましては、約束をしているにも関わらず、待ち合わせ場所にお越しにならない方もずいぶんおられます。そういった方々に対しても、就労支援相談員が何度も連絡を取りながら就労指導するなど、きめ細かい指導をしていただいております。

吉田委員

いま御説明いただきましたが、この支援事業をやることによって、今までの成果についてはどのような形でしたでしょうか。

保護第1課長

本事業につきましては、平成19年度より支援相談員を配置して、事業を実施しておりましたけれども、平成19年から22年度に関しましては1名体制でございましたので、実績というのはなかなか上がらなかったんですけれども、23年度より支援相談員をこれまでの1名体制から2名体制にいたしました。23年度の実績につきましては、43名の方が就労されまして5件の保護廃止につながったところでございます。また、本年度におきましては、4月当初には2名体制でこの事業を出発したんですけれども、昨年11月に就労支援相談員を2名増員いたしまして、現在4名体制でケースワーカーと連携しながら就労の助言、指導に取り組んでおりまして、本年度の実績につきましては、1月末現在で就労者数が80名、また16件の保護廃止となりまして、成果が上がっているところでございます。

吉田委員

この就労支援事業の予算金額を支出されていますけど、これはどのような形で使われているのですか。委託先等お願いします。

保護第1課長

委託先につきましては、福岡市に所在する株式会社エーシーアールという会社に委託をしております。予算額1893万8千円の委託料につきましては、就労支援相談員4名分の委託料でございます。

吉田委員

これはかなり実績が、23年度が43名で5件の保護廃止と。24年度が80名、16件という報告がありましたが、かなり相談員さんが努力されているように見受けられますけれど、その業務に当たられている方は、どのような方が当たられていますか。

保護第1課長

支援相談員ですね、4名中2名はハローワークにて就労経験がある方で、ほか2名につきましては、株式会社エーシーアールにおきまして、就労支援業務のノウハウの指導を受けた方が相談員というふうになっております。

吉田委員

先ほども申しましたが、過去2年間で実績も倍ぐらいに伸びております。この事業は県の事

業で説明書きに書いてありますけど、10分の10の交付ということですが、今後も、これがなくなりましても単独でも続けていく事業としますので、継続をお願いします。以上です。

委員長

次に、同じく117ページ、就労支援業務委託料について永末委員の質疑を許します。

永末委員

同じく117ページ、民生費、就労支援業務委託料についてですけれども、いま吉田委員のほうから質問がありましたので、全く聞きたいところ、同じようなところでしたので、こちらに関しましてはそれでよろしいです。続きまして、いいですか。

委員長

どうぞ。

永末委員

年金手続等支援業務委託料につきまして、お聞きします。先ほどの就労支援に関しましては、求職者の相談に応じてハローワークに同行するという事だったと思うんですけども、この年金手続等支援業務委託料の中身について、委託先、支援内容を含めて御答弁ください。

保護第1課長

委託の目的といたしましては、年金相談員を配置いたしまして、被保護者の年金受給資格等の調査及び年金にかかわる諸問題解決のための支援を行うとともに、ケースワーカーの相談に応じまして、被保護者の自立を促すことを目的として、この相談員を配置しているところでございます。業務内容につきましては、主な業務といたしまして、まず1点目が、被保護者及びケースワーカーの年金相談に応じ、助言を行うこと。2点目が、被保護者新規申請者の年金加入歴の調査を行うこと。また3点目といたしまして、年金の制度改正等のいろいろな情報を被保護者並びにケースワーカーに提供すること。また4点目といたしまして、新規相談者への年金にかかわる助言、指導等に従事していただいているところでございます。委託先につきましては、福岡市に所在する株式会社エーシーアールに委託しているところでございます。

永末委員

先ほどの吉田議員の質問にもありましたけども、全く同じエーシーアールという会社への委託先になっていきますけれども、この相談員の方はどういった方になるのでしょうか。

保護第1課長

エーシーアールから当福祉事務所に派遣していただいております相談員につきましては、民間企業で、年金業務に携わっていた方にお出でいただいておりますので、専門の資格、社会保険労務士とかいう方ではございません。民間企業において、年金業務に携わっていただいた方にお越しいただいているところでございます。

永末委員

こちらの委託によって助言、年金の調査等、情報提供とかということで、支援の中身、先ほどご答弁ありましたけれども、この成果についてお示してください。

保護第1課長

当相談員は、昨年5月から、うちのほうにお越しいただいております。23年度の実績につきましては、相談件数555件、年金調査件数467件、また受給承認に至ったものが76件でございます。受給承認になりました76件のうちに、2件が保護廃止に結びついたところでございます。また今年度は、2月末日現在で、相談件数434件、年金調査件数も同じく434件、受給承認をいただいた件数が174件となりまして、3件ほど保護が廃止になっているような状況でございます。

永末委員

それで、資料のほうを出していただいていたんですけども、102ページになります。生活保護世帯の内訳ということで、過去5年分を出していただきました。20年度から24年度

まで5年分なんです、今おっしゃったこの年金手続等支援業務というのは、この世帯の中でも当然の高齢世帯を対象にされているということによろしいでしょうか。

保護第1課長

今、厚生労働省のほうから保護者全員分の年金受給者台帳を整理しなさいというような指導を受けております。いま私どものほうでは、60歳以上の方をとりあえず整備しなければならないということで、整備させていただいていると同時に、あとは若年の方も新規申請の際等には、当然年金の履歴がどうなっているのかというような調査もいたしますので、基本的に現在は、60歳前後の方から年金調査を主に進めながら、新規等につきましても調査をしている状況でございます。出していただきました資料からもわかるように、24年度でありましたら、全世帯が4,615世帯で、高齢世帯というのは、そのうちの42%ぐらいを占めております。実際、今後この高齢化が進展していくに従って、当然この層というのはどんどんふえていくんじゃないかというふうに考えますので、そのあたりの対応ということで、この委託で先ほど成果のほうをお示しいただきましたけれども、それぞれ2件、3件と保護が廃止されているということですので、ぜひそのあたり、今後もしっかりと行っていただきたいと思っております。

委員長

次に、同じく117ページ、子どもの健全育成支援事業委託料について、吉田委員の質疑を許します。

吉田委員

生活保護総務費の子どもの健全育成事業、新規事業について、お尋ねします。二世帯、三世帯と次世代への扶助費の回避を推奨する意味でも子どもさんに、道徳教育及び学力向上が大切だと考えます。今年度の新規事業で行われます、子どもの健全育成事業180万6千円の支出について、この事業内容についてどのようなことをするのでしょうか。

保護第1課長

事業の目的といたしましては、家庭環境及び学校等におきまして、子どもたちが自分の居場所がなく、生活の乱れや不登校等、課題を抱えた被保護者世帯の子どもたちに対しまして、居場所を提供いたしまして、生活指導や学習の遅れを取り戻すための支援を実施することに、次世代への貧困の連鎖を防止することを目的として実施する事業でございます。また、この事業の内容につきましては、被保護世帯の子どもで生活習慣や学習の課題を抱えています、小学校4年生から中学校3年生までを対象にいたしまして、生活指導員、教員OB、調理員、学生ボランティア等による社会的な生活指導、及び学習支援を実施するものでございます。本年度につきましては、7月下旬、夏休みに入ったぐらいからからというふうに考えていますけれども、夏休みから翌年3月まで、週に1回、基本的には毎週土曜日です。時間的には10時から午後2時まで、計33回を毎週土曜日でございますので、約33回を開催する予定としております。

吉田委員

ただいま説明していただきましたが、これは具体的にどちらで行う事業でしょうか。それと併せて規模なもの、人数的なもの等が決まっていれば教えてください。

保護第1課長

飯塚市内に1カ所、今回はモデル的に実施したいというふうに考えております。それで1カ所の定員というのは、おおむね20名規模でこの事業を実施したいというふうに考えているところでございます。

吉田委員

開催場所と規模についてはわかりました。この事業については、25年度新規事業ということですが、今後25年度以降の考え方はどのように思われていますでしょうか。

保護第1課長

来年度、モデル的に実施していくわけですが、来年度の実績を見ながら、再来年以降

は市内に担当課としては広げていきたいという希望を持っておるところでございます。

委員長

次に、同じく子どもの健全育成支援事業委託料について、守光委員の質疑を許します。

守光委員

今の吉田委員の質疑で内容はわかりましたので、よろしいです。

委員長

同じく子どもの健全育成支援事業委託料について、江口委員の質疑を許します。

江口委員

今いくつか質疑があって、わかった分があるんですが、この対象者に関してでございます。生活保護を受けておられる方々の子どもさんというふうな形で、限定というようなところでよろしいですか。

保護第1課長

委員がおっしゃるとおりで、被保護者の子どもさんをということを対象にして、実施したいというふうに考えているところです。

江口委員

となるとですね、そこに行っている子どもたちは、自分たちがある意味を同じ境遇に置かれていることがわかるわけですね。お互いになんですが、そういったところに関する配慮というのは、どのようにお考えになられておられるのか、また、その子どもたちが友達からも、どこいきようってという話があると思うんですね。そういったときに、どう答えるんだろうという部分が心配になるんですが、そのあたりについて考え方をお聞かせください。

保護第1課長

委員のほうからご質問をありましたが、子どもたちのプライバシーに関しましては、私たち担当課におきましても、十分配慮しなければならないというふうに考えております。それで、私どもにつきましては、開催場所等については、今から先も公表は差し控えさせていただきたいという考えを持っております。しかしながら、この件につきましては、事業を実施している他の福祉事務所の意見を聞きながら、このプライバシー保護に関しましては、対処していきたいというふうに考えております。ご質問の焦点にはマッチしない回答にはなっているかとは思いますが、プライバシーの保護の観点では、今後私どもも十分配慮しながら、その点につきましては検討していきたいというふうに考えております。

江口委員

配慮すると言って、そしてまた場所を公開しなかったからといって、それが外の方々からわからないということは、まずあり得ない話だと思うんです。やっぱりその子どもたちが集まって何かをやっている。当然のことながらその周りには人がいるわけですから、これなんやらかと、あるでしょうし、その友達の話もある。この事業は生活保護、被保護世帯の子どもたちに限られるのでしょうか、それともそこは広げても大丈夫なんでしょうか。

保護第1課長

昨年、この事業を実施する際に、県に紹介をいたしましたところ、県のほうはあくまでも保護世帯の子どもさんを対象とした事業ですよという県のほうのお答えがありましたけれども、この件につきまして、うちのほうで重々調べましたところ、保護世帯以外の子どもが一緒に事業に参加することについても、ある一定限認めても差し支えないというような、今の国の考え方があるところがございます。

江口委員

ぜひ、事業の組み立てについて考え直していただきたいと思っています。財源としては、こちらのほうの事業というふうな形でやるのはいいかと思うんですが、そうではなくて、あくまでも生活実態が乱れている子どもたちを、その子どもたちに対してサポートをする。そういっ

た事業としてやっていただいて、その中に被保護世帯の子どもたちもいるし、そうではなくて、生活が乱れている子どもたちも間違いなくいるわけです。その子どもたちに、これを受けようよという形にする。そして、費用を一部取るにしてみても、そのとり方に対して、被保護世帯に関しては現実にはとらなかった。そうではない子どもたちに関しては現実にはいただく。ないし、そこも含めて全部無料というふうな形もあり得るんだと思います。そういった形じゃないと、明らかに、これはその子どもたち同士でもわかる形ですし、そこに行っている子どもたちを見かけた友人なり、周りの方々にとって、ああそうなんやねっていうのが、いくらプライバシーに配慮するといっても無理があるんだと思います。実施まで時間がもう少しありましたよね、そのあたりどうなっていましたか。先ほど答弁があったかもしれませんが。

保護第1課長

7月下旬、夏休みに入ってから実施させていただきたいと考えております。

江口委員

まだ時間はございます。担当部長並び市長なり、副市長なり、ぜひこの点について、再度もう一遍検討していただきたいと思うんですが、どうですか。

児童社会福祉部長

いま議員からだいがんご心配されていますけれど、これをするにあたって貧困の連鎖をとめるという子どもたちのことで、大牟田、古賀、福岡もやっております。それで、ご心配の点はあると思いますけれど、私が一番言いたいのは、新しい事業を、何かやり出すということで、ご心配な点があると思いますけれど、やりながらですね、やらんと先に心配ばかりして同じです。他の市とも私たちは協議をしておりますので、それで今ご心配の点がありましたら、また、改善するところはしていきたいと思っておりますので。まず、こういうことでやらしていただきたいと考えています。

江口委員

心配があるからいつているんですよ。やり始めてからというんだけれど、特にこの生活保護に関してはセンシティブな問題ですよ。そこの検討を十分にしたうえでやるのか。それやってくれという話なんです。それはこのままやるんだと、ほかのところもやっているから私どもも同じようにやるんだと。問題が起きてから考える。これは無責任すぎると思うんですが、市長なり、副市長なり、再度考え直していただけませんか。

教育長

この子どもの健全育成支援事業につきましては、実はもう何カ月も前から、子どもたちの経済格差が学力格差につながっていくという現状をどうクリアするかということで、保護課と、それから実は教育委員会のほうにも投げかけをされていた事案でございました。教育委員会、特に学校のほうでこの件に積極的にかかわりを持てなかった、これは現場の声ですね、という理由はいま江口委員のご指摘のとおりでございます。ご承知のとおり給食費を払うことが難しい子どもにつきましても、それが周りの子どもにわからないような形で、徴収袋を配付する手だてをすべての学校でとっている実情ですから、この子は保護世帯の子どもなんだということが、子どもたちの中で明らかになることについてのいろんな問題点も危惧いたしました。そういうことも実は児童社会福祉部のほうとも話し合いをしながら、しかしながら連鎖を止めるためには必要なことである。配慮事項につきましては、出席する子どもについては、学校や学級担任もそれを把握して、子どもたちを見守るとともに、その学習の必要性や正しさについて、もし何かあったときには、きちんと学校のほうで周りの子も含めた指導をする体制を、力を合わせてとっていききたいというように考えていますし、そういう話し合いをしているところでございます。

江口委員

配慮をするのであれば、それに相応した体制なり事業の実施の形が必要であると思っている

んです。水掛け論になりますのでここでやめますが、現実に事業を実施するときには、その点に対して、きちんと答えられるようにやっていただきたいと思います。

委員長

次に、同じく117ページ、生活保護扶助費について、明石委員に質疑を許します。

明石委員

117ページ、民生費、扶助費、生活保護扶助費について質問をいたします。25年度予算では4億3000万円以上の、前年より金額が少なくなっていますが、これはどういう理由ですか。

保護第1課長

例年、新年度予算は前年度の上半期の世帯伸び率等を基準に、予算要求をしているところでございます。本年度に入りまして上半期の世帯の伸び率が、前年と比較いたしますと予測より下回る結果となっております。新年度当初予算額105億5992万円におきましても、例年と同様、24年度の決算見込み額に、本年度上半期の世帯伸び率等を基準に計上した結果、昨年度より減額した予算額というふうになっておるところでございます。

明石委員

そうすると、飯塚市の状況としては横ばいか、少しふえているのか、どんなふうですか。

保護第1課長

飯塚市におきましては、生活保護の世帯の伸びにつきましては、平成22年度が145世帯の増、そして23年度が81世帯の増、そして本年度になりまして、1月末現在です、本年度に入りまして26世帯の増ということで、本年度に入りまして伸び率が緩やかな増加傾向になっておるとい状況でございます。

明石委員

今お答えになりましたけど、実は生活保護費は全歳出の約17%を占めておりますよね。それでこれに対して、いろいろ不正受給とかいう問題とかがありますが、飯塚市としては何かそういう対策とか、もう1つは県とか国の方針ですから、なかなか難しいと思いますけど、問題点を国とか県に出されているのかどうか、そのところをお答えいただければお願いします。

保護第1課長

特に不正防止という観点で、県のほう国のほうにあえて申し入れはしておりませんが、不正防止という観点で被保護者の不正防止、そして、うちの職員の不正防止のチェック体制というのは、私どもではある程度万全な体制を整えているというふうに思っております。

明石委員

これは何も保護費を困った人に出すなことではないんですから、非常に保護課というのは問題が多いと考えておりますし、日ごろからすごく努力されておりますので、ぜひそういう点で平等と言うか、国の方針でありますので間違いのないように行っていただきたいと思います。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

江口委員

同じく生活保護に関して、数点お聞きいたします。言われたように不正受給等々の問題がございます。その中で1点判例が出ていたと思うんですが、暴力団ないし暴力団関係者に対する生活保護の関係でございます。飯塚市においては、この暴力団ないし暴力団関係者の生活保護の受給に関しては、何らかのガイドラインはございますでしょうか。

保護第1課長

暴力団員と思われる、想定できる方には、これは生活歴等である程度推測できるような方に

関しましては、新規申請時におきまして必ず警察照会をしているところでございます。

江口委員

ということは、生活保護受給者の方、すべてにおいての調査はなされていないという理解でよろしいですか。

保護第1課長

保護受給に至りましても、何か問題行動等がある方につきましては、警察照会をさせていただいておりますので、今うちのほうで保護世帯の関係では暴力団員の方は1人もおられません。かつて暴力団員だったと、しかしながら団員を脱会すると、これはもう暴力団員ではありませんので生活保護の受給の該当というふうになります。現役暴力団員につきましては、いま保護世帯の中には1人もおられないというような状況でございます。

江口委員

ただ先ほどのお話では、新規受給のときに何か問題行動等があって、疑わしいときに照会をするという形でしたよね。となれば、現在もう既に受けられていた方々、その方々の中におられる可能性はゼロではないと思うんですが、介護保険の分でも今回の3月議会で条例改正がありましたよね。そしてまた、12月議会でも暴力団並びに暴力団関係者の方々のビジネスに関してきちんと排除しようという動きがございます。そのことを考え合わせると、生活保護の税金が、やはりそういったところに流れるというのはどう考えてもよろしくないわけでございます。となると、一旦きちんとルールをつくって全部照会をすると、そしてまた新規に関してはすべて照会をする。ただ、そのプライバシーに関しては非常に大切なことですので、きちんと警察との間で照会をして、情報についてはきちんと戻していただくんだよというのを確立した上で照会をすべきだと思うんですが、どうでしょうか。

保護第1課長

いま保護課のほうで暴力団の漏れが、もしもあるということ、これはいずれわかることでございますけども、保護を受給し始めて暴力団に加入されたという方に対しては、漏れる場合があります。ただ、そういった方につきましては、疑わしい行動をされているということで照会をしていくような形をとります。それで委員のほうから保護世帯、全所帯に照会をというふうな形で言われましたけれども、その件につきましては保護課のほうで検討して、今後の対応についてはちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

江口委員

件数もかなりございます。受ける警察のほうも大変な作業になるかもしれませんが、ただ、やはり飯塚市の姿勢として、その分についてはきちんと排除するという姿勢を示すことが大切だと思っております。ぜひ検討した上で実施をしていただくということをお願いをしておきます。また併せまして、生活保護受給者と金融業者、闇金と言われる方々とのかかわりでございます。生活保護の受給日になると、受給場所、並びにその周辺で闇金の方々がもってきたばかりの部分からぼんとお金を抜いているというお話も聞いたことがございます。もしそういった事例が保護担当課の耳に入りましたら、そこに関してはきちんとチェックをしていただく体制が必要かと思うんですが、その点についてはやっただけですか。

保護第1課長

いま闇金という言葉でお話をされましたけれども、保護者本人からこういうことで生活が困って、生活できないという訴えがあったら、ケースワーカーも把握ができますので、そういった対処ができるかというふうに思いますけども、そういう訴えがなかったら、現実には闇金からお金を借りて、どなたが借りているとかいうのは、うちのほうではなかなか把握は困難な状況だという現状でございます。

江口委員

本人から相談あった場合というのは、一番やりやすいんだと思うんです。基本的に闇金に関



する分に関しては、きちんと弁護士さんに紹介すれば払わんでいいよと、当然のことながら利息部分もオーバーしているでしょうし、それこそ闇金と言われるぐらいですから、そこに対する支払いというのは、もう要らないという部分もあるかと思います。あと他にありえるのが、どうやらそれらしき方々が近くのところで同じ受給者の方からぼんとお金を取って、これは闇金ではないかというふうなことが通報された場合等々についても、同じようにきちんと対処していただきたいと思います。次に、家賃についてなんです。家賃について、公営住宅については、確か、天引きと言うか、引いた上でやるんですよね。民間住宅については現状どうなっていますか。

保護第1課長

いま委員のおっしゃるとおり、市営住宅、県営住宅については代理納付という形で保護費の中から、その口座に振り込んでいくというような実態でございますけども、民間の賃貸住宅につきましては、現状ではちょっとシステム等の絡みもありまして、対応をしてないというのが現状ではございます。この民間の賃貸住宅についての代理納付というということについても、今後の検討課題だというふうに保護課では認識しておるところでございます。

江口委員

やはり手元にお金があるとつい使ってしまうのであるとか、他の用途にというふうになって家賃を滞納する。そしてまた、そこに入れない状況が出てくるかもしれません。また民間住宅のオーナーの方々にとっても、不安だから貸せなかったりするわけです。そうやって代理納付等々という形できちんと入ってくるのがわかれば、保護の方々についても入居に関して、じゃあいいかなという話もあるかと思います。システム等のお話がありました。費用がかかるかもしれませんが、他方きちんとご相談した上で、このシステムをきちんとやるので、そういった方々については、例えば、少しばかりの天引きをするので、5%引いてくれないというお話もできるかもしれません。現実に以前、不動産業者のほうからそういった話を言われたこともあります。オーナーさんとしては、入れたいんだけど、やっぱり心配だからできないんだと。きちんと天引きしてもらえんやろうか、市営住宅、公営住宅はできるやろう。そうしてくれるんだったら、家賃を多少下げてもいいよ、というところもあり得るかもしれません。ぜひ、そういった分を含めて検討していただきたいということをお願いをしておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

永末委員

関連で質問させていただきます。福祉タクシー補助金のことについて、お聞かせいただきたいと思います。まず、こちらのほう、基本料金620円で月に1人あたり3枚の配布ということになっておるかと思いますが、先般の決算委員会のほうでこちらのこの枚数をですね、増量するように同僚議員のほうから要望が上がっていたかと思うんですけれども、その際にこちらの分は検討しますとご答弁があったかと記憶しておるんですけれども、これに関して実際に来年度の予算のほうには反映されてないような状況になっておりますが、この理由について教えていただけますでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

この福祉タクシーの補助券の件ですけれども、確かにこのタクシー券の事業拡大については、いろいろな団体のほうからご要望が出ていることは、確かでございます。ですので、昨年度の決算特別委員会のほうではご質問がありまして、検討させていただきたいということをお話しさせていただきました。当初予算の要求につきましても、何とかこの事業の拡大ができないかというところで、予算の試算をしてみましたが、どうしても事業費のほうの確保ができません、25年度もこれまでどおり1月に3枚交付するという、これまでどおりの事業で予算要求をさせていただいております。

永末委員

先日、他の議員のほうからの質問からあっても、例えば、ほかのコミュニティバスとかいったところの単価を見ていきますと、かなり割にあっていないといいますが、一便あたり1人、2人しか乗っていないような、実際動かしているような状況がある中で、一方でこういった形で、なかなか増額をお願いしても難しいという状況であるかと思うんですけれども、施政方針の中で、市長のほうもこのようにおっしゃっています。障がい者福祉につきましては、障がい者の自立、就労及び社会参加を促進するため、国の制度改革に沿った、障がい者福祉サービスのさらなる向上に努めてまいりますということで、お言葉のほういただいてあります。ぜひ、こちらの分ですね、今のご答弁で難しいということでありまして、実際例えば利用する方の視点に立って考えたときに、月あたり3枚というこの枚数の設定もいかなものかというふうに思うんですけれども、3枚となりますと例えば、ご自宅から病院に行かれるなりするときに、当然往復で使うことになるかと思うんですけれども、行って帰って、行って終わりという形になってきますので、枚数の設定の部分もぜひ検討していただきたいと思うんですけれども、増額が難しいということでしたけれども、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

先ほどもご答弁いたしました、この事業の拡大について私どもも必要な事業というふうには認識しております。ただ、繰り返しで申し訳ございませんが、どうしても事業費の拡大が難しく、25年度はこれまでどおりの事業の展開を計画しておりますが、今おっしゃいましたとおり、タクシー券の枚数につきましては、1月当たり3枚を交付しておりますので、おっしゃるとおり調査をしてみましても皆さん、1回に複数枚をご利用している実態がございましたので、今後も引き続きこの事業の拡大については検討してまいりたいと思っております。

永末委員

これ以上、恐らく答弁を続けても結論は変わらないかと思えます。最後になりますけれども、ぜひ、今年の施政方針のほうで市長も拡大のほうをして向上に努めてまいりますということでお言葉をいただいておりますので、そのあたりちょっとお考えのほうをお聞かせいただければと思います。

保健福祉部長

何度も同じ言葉になって申し訳ございません。やはり、障がい者の社会進出ということにつきましては、必要な事業だと私どもも認識いたしております。課長が何度もお答えしておりますように、事業費の確保ということで何枚を支給するかということにつきましては、財源の確保ということになってまいります、非常に厳しい状況でございますので、申し訳ございませんが、ご了承をよろしくお願い申し上げます。

永末委員

ちょっともう終わろうと思ったんですけれども、例えば今3枚出している分を、1枚ふやして4枚にしますよね、そのときに増額する予算はいくらになるんですか。

社会・障がい者福祉課長

3枚から4枚に増額するうえで、必要になる金額はおよそ270万円と試算をしております。

永末委員

270万円です。決して、飯塚市の今の状況からすると難しい額ではないと思えます。いろんな部分です、本当に効率よくいっている部分があるのかなというようなところも多々予算を見させていただく中でありますので、ぜひ、そのあたりしっかりと工夫していただいて270万円のこの予算というのをつくっていただきたいと思っておりますので、強く要望しております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

石川委員

1点だけ関連で、昨日の93ページの社会福祉協議会の補助金についての説明の中で、人件費の割合が事業費の中で約80%から60%まで下がっていると、そういう説明がありました。この辺は人件費の削減によるのか、それから単なる人数の削減、それからの事業の減少による削減なのか、その辺を少しちょっと説明していただきたいと思います。

社会・障がい者福祉課長

昨日もお話しさせていただきましたとおり、社協につきましては職員数を削減してきております。これは1市4町の合併によりまして、確かに事務の効率化が図られた部分もございますし、また事業を展開していく上で正規職員を嘱託職員や臨時職員に切り替えて対応している事業もございます。正規職員の退職後に補充を行わずに、昨日も説明をさせていただきましたが、定期昇給も停止することで人件費の抑制を図っております。社協自体の事務量、仕事量が大きく減ったというわけではございませんけれども、社協の職員も経営には危機感持っております。自助努力を行っております。ですから、サービスを利用する方々には極力ご迷惑をかけないようにして、職員の中でも対応している状況でございます。

石川委員

飯塚市の社協はレース場の売店の食堂の売上げあたりで、かなり今までよかったというような感じを聞いておりますけれど、ここ数年かなり減ってきて運営が厳しくなっているという話もちょっと入ってきます。そういう中で、私が心配したのが労働条件が悪くなっているのをちょっと心配しましたので、今の説明ではまだそこまではいっていないということですね。わかりました。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

ほかに質疑はないようですから、第3款 民生費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:53

再 開 11:05

委員会を再開いたします。

次に、第4款 衛生費及び第5款 労働費、118ページから137ページまでの質疑を許します。初めに、質疑通告されております122ページ、がん検診委託料について、守光委員の質疑を許します。

守光委員

衛生費、健康づくり推進費、がん検診委託料についてお聞きしたいと思います。昨年6月にがん検診については一般質問をいたしました。その後、検診率等の変化等について、現状について少しお聞かせください。

健康増進課長

がん検診の現状でございますが、24年度、本年度はもう既に終わっております。胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がんとも23年度から若干増加の傾向にはございます。ただ、目標としております数字、50%の受診率を目指しておりますけれども、そこはかなり乖離した数字にはなっております。

守光委員

若干の効果はあがっている。目標までにはまだ達成していないという分でありまして、ちょっと基本的なことですみませんけれども、検診はいま現在は無料じゃないですね。

健康増進課長

基本的には検診の2割を徴収させていただく形で実施をいたしております。

守光委員

わかりました。この中でも、これはちょっと要望として終わらせていただこうと思うんですけども、自分は昨年から、同僚議員のほうも含めて、胃がんに関してちょっと続けて質問をさせてもらって、全国でもいま医療費がかさんでいく中で、その大きな原因にがんという部分があると思われまして。昨年は近くの添田町が自費で、特に胃がんの要因として高いピロリ菌検診を自費で導入いたしました。西日本新聞の3月8日付の新聞に、お隣の川崎町がピロリ菌検診を無料できるように、新年度からなるようになりました。その部分に関してですね、ピロリ菌除菌は2月22日に今回保険適用になったんですよ。以前までは胃潰瘍とか、そこら辺の部分は保険適用になったんですけども、その前の部分の慢性胃炎という部分で今回国として保険適用になりました。その部分があって、今回川崎町のほうもピロリ菌検診を、今までは11項目を総合検診の中で無料にしていたんですけども、それにプラスして12項目、今回入れましたということでありました。飯塚市としても、ぜひともこの部分に関して、医療費がこれから年々かさんでいく中で、その根本は事前に検診をすることによって、その部分の病気は防げますので、ぜひとも今後検討していただきたいということを要望いたしまして、また次の6月か9月議会では、さらにちょっと深く質問させていただくということを重ねて申し上げて、この質問を終わります。

委員長

次に、123ページ、妊婦健康診査委託料について、江口委員の質疑を許します。

江口委員

妊婦健診についてお聞きいたします。妊婦健診でいくつか要望を実際のお母さんから受けたことがございます。というのはその方は助産院に通っておられると、そして妊婦健診を受けるんだけど、現実には助産院で使える券と使えない券がある。それで後期なってしまって、実際に手元に受診の券はあるんだけど、この件は医療機関じゃないと受けられない部分なので、実際には助産院に行っていて役に立たないと。そこら辺が何とかならないのかというお話をいただいたことがございます。その点について、なぜそういう形になっているのか、まずお答えいただけますか。それとあとその制限の回数ですね。

健康増進課長

まず、妊婦健診につきましては、現在無料で14回実施いたしております。妊婦健診の検査の項目といたしましては、妊娠月、月週数に応じた問診、健診などによる健康状態の把握、検査、計測、保健指導を実施するというので、それ以外にも医学的検査が行われております。医学的検査につきましては、感染症、これはB型肝炎、C型肝炎、HIV等の検査が行われております。これ以外に貧血、超音波などの検査が行われております。

いま質問者言われます14回のうちに、今の医学的検査というものが1回目と6回目と7回目、8回目、10回目、12回目の補助券でその項目を実施するように定められています。この検査をどの回数に入れるかということとどこで決められるかといいますと、これは各都道府県で取り扱いは異なっておりますが、福岡県の場合は、市町村の代表と県医師会、県と協議の上で国の指針に基づき決定をいたしております。ただ、この回数をどこに入れるかというのは幅がございまして、その幅の中で、どこで回数を入れるかというのは、先ほど言いました市町村と県医師会との協議によって最終的には決まっております。

江口委員

県と医師会の協議でということでしたが、この制度としては市町村で決定できるんですよ。都道府県の意向、都道府県の考えもあるかもしれませんが、市が決定できる部分ではないかと思うんですが、その点について確認をしたいんですが。

健康増進課長

ちょっと説明が悪かったと思いますけども、市町村の代表と県医師会と県で協議して決定をし、福岡県内は統一してその補助券を作成して、それに基づいて無料の受診をしていただくという形をとっております。

江口委員

あくまでも市町村で決定できるんだけど、飯塚市としては福岡県の枠組みの中に入ってやっているという理解よろしいですね。じゃあすいません、いま14回のうち6回使えない部分があるというお話がございました。それぞれどの検査をどこでというやつを、ちょっとご紹介いただけますか。

健康増進課長

かなり項目は多いんであれなんですけど、1回目が一番検査項目が多くなっておりまして、血液型、末梢血液板、梅毒、血清反応、B型肝炎、C型肝炎、HIV、HTLV-1の抗体検査、貧血が1回目で行われます。次に6回目で貧血の検査がありまして、7回目でクラミジアの病原検査、8回目で貧血、グリコース、超音波、10回目でGBS（溶血性レンサ球菌）検査、そして12回目が超音波というふうな形になっております。

江口委員

この取り扱いについては、福岡県としてはそうやっておりますが、全国では非常にバラバラかと思うんですが、どのような状況にありますか。

健康増進課長

先ほどの検査の中でも、ある程度幅を持たせた形の検査期間になっております。例えば、貧血につきましては、24週から35週までに1回とか、グリコースも同じような形、クラミジアは1回目から30回目の間に1回と、そういったことで各検査をやる時期というのがばらばらの形にはなっております。

江口委員

実際には、場所によってはこの検査については、それこそ補助券を出して、千円の補助券であるとかを出して、何を選ぶ等々に関しては妊婦さんの判断に任せている自治体も多くあると思いますが、それについては間違いありません。

健康増進課長

基本的に妊婦さんの判断でということはないと思います。それは、お医者さんの判断でどの時期にしたほうが良いというような科学的根拠を持って、その指定された期間の間に受診するような形で医師のほうも勧めていると思います。私たちどもが懸念するのは、そこで本来検査を受けなくてはならない部分を受けない形になる分を一番懸念しております。いま検査の段階でこの検査をやってくださいというふうにやっている分につきましては、私どももそこで必ずやって、ちゃんと受けてくださいねという指導も行っておりますので、そういう形を今後とも続けていきたいと思っております。

江口委員

この妊婦健診、何のためにあるかということ、やはり母体と子どもの健康を守るためですね。その中で何が一番大切かということ、基本的な健診を受けることではないかと思うんです。基本的な健診をきちんと受けると。先ほど課長は、医師のほうの判断でというお話がございましたが、現実にはそうではありません。ここにあるのは東京都の状況でございます。超音波検診については1回だけよと、後期受診で14回ついていると、それぞれ選べる形であるとか、そういった状況。あとは、例えばいくらいくら5,000円券があります、千円券があります、それを組み合わせてご自分でいいように使ってくださいという自治体もいっぱいあるんです、現実には。実はあるんです。あと、また福岡県がやっているのは、エコーについては2回ですね、2回、超音波検査。これは厚生労働省が勧める分に関しては、超音波検査は4回ですね。妊娠23週までの間に2回、24週か35週まで間に1回、36週以降に1回実施。やっぱりバラ

バラなんですよ。

その中で、それぞれの自治体が自分たちのところでやっぱりこれがいいのではないかという模索をするわけなんです。そこで先ほど言った助産院の件が気になっているんです。特に、助産院の方にお話を聞きました。検査の類で血液検査等々に関しては、必ず初期にやっていたかなくてはいけない、そうしないと私たちも受ける中で困ってしまう等々のお話がありました。ただ1つ、貧血っていう検査がありましたね。貧血の検査については、例えば、その方が別検査で内科医に受診されていて、現実にはこの貧血の検査はもう大丈夫だよなという判断、医師の話があったんですね。もし何かあったらおいでと言われたと。そういったときにも貧血月の受診券が残っているんだと。これで助産院で受けられるといいのに、現実にはそこは受けれずに、手出しをしなくてはいけないということがあるそうなんです。そう考えると、どのようにして受けやすい状況をつくるか。先ほど言われましたクラミジアは7回目にやります、福岡県では。ただこのクラミジアは妊娠30週ごろまでに1回実施ですから、1回目にやっても何ら差し支えないわけです。推奨の中からは全く外れません。そうやって、例えば必要な検査、絶対受けなさいと言うんだったらそれでもいいかもしれませんが、それをある意味集めることによって、助産院で受診可能な部分が広げられると思うんですが、それをきちんとやっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

健康増進課長

いま質問者がおっしゃる、1回にまとめられる分はまとめたほうがいいんじゃないかということですが、基本的にはこれを受ければいいということではなくて、これの結果説明も必要になってまいります。これは基本的に通常問題なければ、次の健診のときに結果説明をする形になります。それで異常があった場合については、その前段で電話とかで妊婦さんのほうに連絡して、早めの受診を勧めることで対応していただいておりますが、そういったことで、これ単純にいま説明した回数のところの分を全部まとめても、基本的にはその説明ということがどうしても必要になってまいりますので、そうなれば、必ずしも助産院に回数が単にふえるということにはならないと。ただ、私どもが一番危惧しているのは、その検査を受けられないということが一番危惧しているところがございますので、ちゃんと指定された回数のところを受けていただくというような考え方で皆さんにはご説明を差し上げております。

江口委員

言われましたけれど、受診してないって、確かに危惧をするんだけど、現実はどういったところいっぱいあるんです。受診券方式で、飯塚がやっている受診券方式ですよ。受診券方式で公費負担している1286市町村のうち、これは平成23年発表のあった厚生労働省の調査の結果です。全ての項目を実施しているのは792市町村、血液検査の一部を実施していない市町村は366あります。超音波検査4回を実施していないもの、飯塚も入りますが、これは283自治体あります。子宮頸がんの検診を実施していないものは258、B群溶血性レンサ球菌検査を実施していないものは89あると。性器クラミジアに関しても110ございます。とうとうとって、やはりバラバラなんです。これはあくまでも受診券の話ですよ。受診券ではなく補助券。5,000円の補助券で出す、1,000円の補助券で出す、とやっているところを考えると、非常に形としてはバラバラなんです。ぜひそのことを考え合わせて、再度考えていただきたい。またあわせて、先ほど紹介した貧血の分ですね、貧血につきましては、確かにその部分だったら、外しても構わないんじゃないかっていうお医者さんも現実におられました。そういった分に関して、例えばギリギリの、皆様方が考えた中で、例えば貧血だけに限っては、貧血プラスの受診券に関しては、貧血をポッと消した上で助産院で使用できるようにするということが等々できるかと思うんですが、それについては検討はしていただけますか。

健康増進課長

基本的には、受診券は先ほど申しましたように、県で統一のものを活用しております。先ほ

ど質問者おっしゃるように、それが県レベルの話の中で、それでも構わないと統一的な見解が出れば、それには対応していけるものと。ただ、飯塚市がそれとはまったく別の対応でやるということは、現在のところ考えておりません。

江口委員

県の中でも、一部の自治体でそういった取り扱いをしているというふうな形を聞いたことがございます。飯塚市でも過去はそういった形をとっていたという話を聞いております。ぜひ、その点をあわせて、県の統一というのも一つかもしれませんが、一番大切なのは、一番意思に沿わなくてはいけないのは、私は妊婦さんだと思うんです。妊婦の方々が気持ちよく受診できるにはどうなのかだと思うんです。必要な検査は必要な検査かもしれませんが、その分に関して緩められるものであれば緩めて、母子ともの健康を守るためにやっていただきたいと思うんですが、県の統一にこだわらず、例えば本当に他の自治体でやっているケースがある、ないし、また飯塚市の判断でもここに関しては、そこまでこだわる必要はないという判断ができればいいかと思うんですが、部長どうですか。

保健福祉部長

この制度につきましては県医師会と、課長も答弁いたしましたけれども、市町村、県、こういったところで、医学的見地に基づいて各県それぞれ計画されているところでありまして、またそれに基づいて各医師会を通じて、全ての医師にそのやり方について周知されているところでございます。こういったことで、本来から言えば全部受けていただいて、そして、きちっと指導していただくというのが私は筋だと思っております。それで、また本市だけ違ったところのやり方となりますと、またお医者さんとの関係もございまして、このままであれば統一の形でさせていただきたいと考えております。

江口委員

最後に申し添えておきます。今お話があった、いま協議に入っているのはあくまでも医師会と市町村ですよ、県と市町村ですよ。そこにはやっぱり助産院の方々は入っていないわけです。そうすると、医師のほうにやっぱり流れますよね、当然のことながら。受けていただきたいのであれば、やり方としては例えば受診券、必ず何回目に受ける形ではなくて、オプションの形で別冊にして基礎検診、エコーは別に4回渡します。血液検査の分は別にきちんと渡します。全ての分に関してきちんとお渡しをします。ぜひ、皆様方これを使って、ご自分の都合がいいときにきちんと行ってくださいねというのがいいのではないかと考えております。また改めて聞く機会もあるかと思いますが、その点について、ぜひ妊婦の立場に立った、妊婦の方々が気持ちよく受けられるような環境整備をお願いします。

委員長

続きまして、新生児訪問指導委託料について、守光委員の質疑を許します。

守光委員

新生児訪問指導委託料について、内容等は担当課のほうにお聞きして、だいたいわかったんですけど、効果というかですね、受けられた方の反応とかだけちょっと教えていただければと思います。

健康増進課長

新生児訪問指導につきましては、母子健康保険11条の規定に基づきまして、出生後28日までの新生児の育児に対して理解を深め、母親への問診、新生児の健康状態を観察、把握するために行うものでございますが、基本的には母親のほうから、こういった状態を見てほしいということで連絡をいただきました場合には、訪問して、お子さんの状態と母親の状態を見させていただくと。基本的には心配事で電話されますので、来ていただいて、その分が理解できたとかいうお話は聞かせていただいております。いま全戸訪問が別に児童育成課のほうで行われておりますので、どちらかで見ると、必ず1回はその母子に接見するような形の方法

で、いま網羅しているところでございますので、事業としてはかなり、前よりも把握ができるという点では進んだものになっているんじゃないかと思います。

委員長

次に126ページ、環境審議会委員報酬等環境保全関係について、道祖委員の質疑を許します。

道祖委員

126ページ、環境対策費のその他の環境対策費の中の、環境審議会委員報酬に関連してお尋ねしますけど、まず環境審議会はどういうことをやっているんですか。

環境整備課長

環境審議会は、市の環境基本条例に基づきまして設置している審議会でございます。役割といたしましては、環境基本計画、環境保全協定、環境の保全及び創造に関する基本的事項につきまして調査、審議をしていただくというふうになっております。

道祖委員

飯塚市は第2次飯塚市環境基本計画を作っておりますけど、これに基づいて調査、審議するというふうに理解していいんですか。

環境整備課長

そのとおりでございます。

道祖委員

飯塚市は第2次飯塚市環境基本計画を制定して、いま取り組んでおると。地球温暖化対策についてもCO2の削減について取り組んでいるというふうに理解しますけど、それでいいですか。

環境整備課長

そのとおりでございます。

道祖委員

あなたは当然、御答弁されていますから、地球温暖化対策の推進に関する法律の内容については理解しているというふうに思いますけど、その確認をしたいんですけど。

環境整備課長

理解しております。

道祖委員

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律がありますけど、これは法律が一部改正されまして、エネルギーの使用の合理化等に、等というふうになって新しく追記されておりますけど、その法律がありますけれど、これについてもあなたは担当課長として理解しているというふうに私は思いますけど、それでよろしいですか。

環境整備課長

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律、これが制定されまして、平成22年度から市長部局、教育委員会部局、上下水道部局がそれぞれ特定事業者として指定されまして、中長期的に年平均1%のエネルギー使用量の削減に努めることが必要となりました。そのため市長をトップとするエネルギー管理体制を確立しまして、エネルギー使用量の把握を行うとともに、中長期計画を策定し、地球温暖化対策実行計画と合わせて節電も含めてエネルギー使用量の削減に努めているところでございます。

道祖委員

あなたが今エネルギーの使用の合理化等に関する法律の内容について、承知しているということで一たん述べていただきましたけれど、このエネルギーの使用の合理化に関する法律、いま追記になって等となっておりますけど、基本的な目的、第1条と第2条、こういうところは変わっておりませんが、目的の第1条についてどういうふうに謳っているか。目的は、こ



の法律は内外におけるエネルギーをめぐる経済的、社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするというふうになっております。御承知ですよね。当然、この環境審議会はこういうことについて審議しているということですよ。答弁を求めます。

環境整備課長

当然この第2次環境基本計画を策定するにおきましては、こういった分も事務局のほうから説明しまして、第2次環境基本計画を策定いたしております。

道祖委員

第2条に定義があります。これについても手元に持ってきていないので、述べることはできないでしょう。じゃあ私が述べましょう、ここに持っていますから。

委員長

本題に入ってください。

道祖委員

委員長、私は一つずつ確認しながら言っているんです。この審議会でやる内容について確認をさせていただいているんです。こういうことがされているのかどうかを一つずつ確認しているので、ちょっとご理解いただきたいと思います。これ、所管だったら所管の委員会で言えるんですけど、私ども議員は所管以外は一般質問、代表質問、決算委員会、予算委員会しかですね、所管以外は言えないんですよ。お尋ねできないんですよ。ですから、その点ご理解いただいてちょっと時間がかかりますけど、確認だけさせていただきたいと思います。

定義、第2条、この法律においてエネルギーとは燃料並びに熱、及び電気を言うというふうになっているんですね。これはそのとおりですよ。これ確認します。それとですね、第4条では、エネルギー使用者の努力、第4条、エネルギーを使用するものは基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めなければならないというふうになっていると。これ確認します。あなた、わかっているんでしょ、手元にないけど。

環境整備課長

先ほど御答弁させていただきましたが、そういったものから、特定事業者として市長部局、教育委員会部局、上下水道部局等がなされましたので、その中で市長をトップとして、管理体制を確立しまして取り組んでいるところでございます。

道祖委員

で、あなたがおっしゃる特定事業者の指定というのは、第7条に示されております。経済産業大臣は工場等を設置しているもののうち、その設置しているすべての工場等におけるエネルギーの年度の使用料の合計量が、政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要があるものとして、指定するものとするというふう指定されております。だから、これに従って御答弁にありましたように、特定事業者というふう指定されているというふうに理解しますけれど、それでよろしいですか。

環境整備課長

そのとおりでございます。

道祖委員

では、地球温暖化対策の推進に関する法律について、関連してお尋ねしますけれど、この中に地方公共団体の責務が記載されております。これについてはどういうふう述べておりますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:38

再開 11:38

委員会を再開いたします。

道祖委員

地方公共団体の責務は、この法律の第4条に地方公共団体はその区域の自然的、社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。2、地方公共団体はみずからの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全、及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者、または住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う、活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供、その他の措置を講ずるように努めるものとする。これに従って確認いたしますけど、飯塚市は第2次飯塚市環境基本計画を策定しているというふうに理解しておりますが、よろしいですか。

環境整備課長

そのとおりでございます。

道祖委員

で、飯塚市環境基本計画は策定されて、策定されたときから今日まで何年経過しておりますか。

環境整備課長

昨年3月策定しておりますので、1年弱経過しております。

道祖委員

この1年間で、大きく変化してきているものがあるんじゃないかというふうに私は思っております。あなた方は去年3月に策定したと言っておりますけれど、その1年前に日本全体を大きく揺るがす問題が生じております。その点については、この環境基本計画の中に盛り込まれて、一部でも盛り込まれておるのかどうか。

環境整備課長

この第2次環境基本計画の中におきまして、再生可能エネルギーの促進といった部分がございます。

道祖委員

で、つくられて環境が変わって、この環境審議会で議題として、作るまではここでやって作ったと、それで作って1年経ったと、この1年間の中でこの環境審議会でどういう審議が行われて、どういう見直しとか、提案とか、そういうものがあったのかどうか。

環境整備課長

環境審議会の中におきましては、第2次環境基本計画の進捗状況や今後の実施計画に関する事項、こういったものも当然審議いただいております。昨年3月策定いたしまして、そのあと各施策、行政の政策、それから市民に対する啓発活動等を行ってまいりました。先月、審議会を開催しまして、この1年近くの流れの中で、報告もさせていただきましたが、その中には市の取り組んだもの等について、ご報告をさせていただいております。

道祖委員

それは計画にのっとって、やっていることについて検証したということだろうと思うんですよね。それはそれで業務として間違いはない。だけど環境が変わってきた、いろいろ私も一般質問等でさせていただいている、CO2削減については提案させていただいている。そういうことについての、我々が言ったことについて、この環境審議会ではどういうふうに取り上げて審議されているんですか。

環境整備課長

審議会におきましては、この基本計画、第2次につきまして今後10年といったことで、市全体の取り組みとして掲げております。昨年策定しまして、1年経つわけですが、2月の中で

は当然審議会委員の中からも、震災の影響等を踏まえた今後のあり方等についても意見が出されており、議会等での意見についてもお話をさせていただいておりますが、そういった中で今後どうやるかという部分につきましては、よりしっかり努めていかなければならないということで審議されております。

道祖委員

しつこいようですが、審議されたなら具体的な内容は議事録として残っているんですよ。それは言えますか。

環境整備課長

議事録は整理を今しているところでございます。

道祖委員

あなたは担当課として、審議の主だった内容、意見については記憶がないのか。

環境整備課長

申し訳ございません。具体的な詳しい内容までは今ここで答弁できるような状況ではございません。

道祖委員

今回の予算においても、いろいろな12月議会で言ったように、市内の草や木の伐採、そういうやつ処理費用が載っております。これは所管の委員会で確認いたしましたけれど、あなたは環境の課長として、市内のそういう木や草や処理している、そういうやつを処理していません、各課がね。数量はいくらあるか、承知していますか。

環境整備課長

申し訳ございません。把握いたしておりません。

道祖委員

それがどのように処理されているか、承知していますか。

環境整備課長

ボランティア等によりまして、清掃されている自治会がございまして、そういった分につきましては、クリーンセンターのほうに持ち込まれているというふうに判断しています。

道祖委員

クリーンセンターに持ち込んで何しているんですか。

環境整備課長

クリーンセンターのほうで焼却しているということでございます。

道祖委員

焼却するっっちゃうことは、どういうことになるんですかね。二酸化炭素が発生しているということじゃないんですか。燃焼によるCO<sub>2</sub>発生、違いますか。所管で確認いたしましたけれど、年間2,200トンです。今それがクリーンセンター、もしくはそれ以外のところに持ち込まれて焼却処理されている。そういうことになれば、二酸化炭素はどれぐらいの量になりますか。

環境整備課長

申し訳ございません。その分がどのぐらいの排出量になるかということにつきましては、算出基礎をいま手元に持ち合わせておりませんのでわかりません。

道祖委員

清掃工場は工場でしょう。だから特定事業者の責任範囲にあるんじゃないんですか。

環境整備課長

当然クリーンセンターとして、特定事業者としてなっております。

道祖委員

あなたは、環境対策として当然CO<sub>2</sub>の削減に特定事業者として指定されましたので、一所

懸命努力していませんと言われました。答弁されました。片方で、市が管理してある道路からでる、公園からでる、もろもろの草や木や伐採したものを燃やしてある。こういうやつについては、なぜ知らない、承知してないとかいうことになっていくんですか。同じ市の物じゃないですか。市が予算をつけて処理している処理の内容について、環境の担当課長としてそういう流れについては、処理の方法は別にしてもですね、そういう流れについては承知しておくべきじゃないですか、答弁からいきますと。

市民環境部長

ご指摘の点につきましては、当然、飯塚市といたしまして、一般廃棄物処理計画を策定いたしております。その中でそういった排出量等についても把握はいたしておりますが、申し訳ございませんけれども、いま手元の資料として持ってきておりませんので、具体的な数値についてご答弁ができかねるという状況でございます。

道祖委員

あなた方がつくった第2次飯塚市環境基本計画の中からは、いま私が言いました市が処理している2,200トンのものについては漏れていたわけじゃないんですか。そういう処理についてどうする、こうするという計画に従って審議会の進捗状況をやっているんでしょう。しかし、あなたはその内容について知らないというのは、基本計画をつくったときに既にそれは漏れていたというふうに理解します。いま指摘しますけれど、漏れてないといえますか。どっちですか、部長うしろ向いているけれど。当然入っていた。どうですか。

環境整備課長

CO2排出量の削減におきましては、当然数値として入っております。

道祖委員

では処理の仕方について把握してないのはどういうことですか。数量を把握していないことはどういうことですか。おかしいじゃないですか。この年間2,200トンの処理についてどうするか。今2つの法律でお尋ねいたしましたけれども、地球温暖化対策の推進に関する法律、端的に言えば地方公共団体の役割というのは、みずから排出する温暖化に対する効果ガスの排出の抑制等があるわけです。だからあなた方は計画をつくってやっているわけですよ。数量を把握していないで、計画を立てて、そして1年間の進捗状況について検証しましたと言ったって、何の中身を検証しているんですか、ということはおっしゃいます。それで確認ですが、確認というよりもお願いします。私が言っていることが間違いなのか、間違いじゃないのか。ちゃんと行政内でチェックをして、それについてはどういう処理をしている。そして、私が言っていることが、それに対してどういう処置を今後考えていくのか。そういうことについて検討していただきたいと思っておりますけれど、できるでしょ。

環境整備課長

私の先ほどから答弁が若干まずかった部分があったかと思いますが、当然、第2次環境基本計画を策定する折には、各課から資料を提供していただきながらですね、この計画を立てております。私がいいた把握という部分では、資料を持ち合わせておりませんので、そういった部分での把握ということで答弁したつもりでございました。そういう誤解を与えたことにつきまして、誠に申し訳ございませんでした。この環境基本計画は各課に当然まがります。そういった部分の中で、この数値もこの基本計画の中の取り組みの中の、こういったことでどうなっているという飯塚市のCO2排出量の内訳といったところの中にも、当然出てくる部分ではございます。その分につきまして、こういったことをやっていくかという、クリーンセンターの焼却につきましても、どうあるべきかというのは、いま再生可能エネルギー調査等々もございますので、そういった部分の中です。こういったことにもしっかり検討していきたいというふうに考えております。

道祖委員

私が言ったことが事実か事実じゃないか、それは確認していただいて、やらなくちゃいけないことは、CO2の削減は行政としては、取り組んでいかななくちゃいけない。そのとおりでしょう。その点確認します。

環境整備課長

先ほど、はじめに答弁させていただきましたが、そのとおりでございます。

道祖委員

その点を確認して質問を終わりますけれど、この問題については今後も詰めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:54

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

次に、126ページ、再生可能エネルギー発電設備導入検討事業費について、吉田委員の質疑を許します。

吉田委員

この質問、再生可能エネルギー発電事業につきましては、代表質問の際にさせていただきました。それとともに、質問議員が私を含め4名ほどありますので、この質問については取り下げさせていただきます。

委員長

同じく、再生可能エネルギー発電設備導入検討事業について、永末委員の質疑を許します。

永末委員

ページ数126ページ、再生可能エネルギー発電設備導入検討事業費について質問させていただきます。まず、再生可能エネルギーの発電設備の導入ということで、私も昨年、ぜひメガソーラー等の導入を進めていただきたいということで質問させていただきました。その際に民間のほうの業者様からも、たくさん市内のほうでも出てきておまして、大変うれしいことというふうに感じております。こういった補助金のほうが来年度からつくということで、大変期待しておりますけれども、その中で、この導入の検討事業ということで上がっておりますけれども、この概要について少し説明いただけますでしょうか。

環境整備課長

再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査でございますが、これは福岡県が東日本大震災の教訓からエネルギーの多様化、分散化が大きな問題となっており、エネルギー問題に対する地域社会の意識改革を進めるとともに、地域資源を活用したすぐれた再生可能エネルギー発電設備導入事業を支援することを目的に、開始された事業でございます。項目が3つございまして設備導入事業、協働事業、導入可能性調査事業とございます。その中で、まず飯塚市としましては、導入可能性調査事業を実施したいということでございます。

永末委員

委託料ということになっておりますけれども、こういったところに委託をされる計画になっておるのでしょうか。

環境整備課長

これにつきましては、新エネルギーに関する計画やビジョンの策定に実績のある指名業者に委託するように考えております。

永末委員

当然、太陽光ということではなく、再生可能エネルギーというふうな大きな枠で困っておりますので、太陽光のみならず他のエネルギー源も当然検討に含まれるということで考えていい

でしょうか。

環境整備課長

再生可能エネルギーと申しますのは、太陽光、風力、バイオマス、水力、地熱、潮流、波力及び海洋温度差というのがございます。しかし、飯塚市におきましては、太陽光、風力、バイオマス、水力についての可能性調査を行う予定にいたしております。

永末委員

ぜひこういったところをとっかかりにして、行政が行うだけでなく、民間に対しても広くこういうところが認知されてですね、導入できるんだというところで可能性を広げていただきたいというふうに思います。

委員長

次に同じく、再生可能エネルギー発電設備導入検討事業費について、守光委員の質疑を許します。

守光委員

いま大体永末委員の話の中でわかりましたので、この分は大事な部分でありますので、しっかりやっていただきたいということで終わらせていただきます。

委員長

同じく、再生可能エネルギー発電設備導入検討事業費について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

私も1点、2点、調査委託料のことは今お聞きしてわかりました。検討会議というのが委員会の謝礼金というところから出てきております。この検討会議というのがどういうことを、この委託業者に委託するための前段なのか。メンバーとか人数、あとどういう内容を検討されるのかを教えてください。

環境整備課長

当然こういった調査をやった後、飯塚市としまして市の公共施設等を対象として、費用対効果を含めた調査を行いながら、今後の再生可能エネルギー発電設備導入の指針となる基礎資料を作成するというふうに考えておりますので、これは他の自治体でもそうですが、検討委員会を設置しまして、その中で今後どうするべきかといったところも踏まえながらやっていきたいというふうに考えています。またこのメンバーにつきましては、今のところ考えておりますのが、学識経験者、それから事業者、住民代表者、関係各課というところで環境整備課事務局として進めていきたいというふうに考えております。

宮嶋委員

学識経験者と言われる方がどういう方がいらっしゃるのかもわかりません。ぜひその辺きちっとされた方を選んでいただきたいということと、人数はどのくらいを予定しているんですか。

環境整備課長

だいたい7名程度、7から8名程度というふうに考えております。

宮嶋委員

住民から公募でというような枠はないんですかね。

環境整備課長

いまのところ私どもとしましては、住民代表者として、飯塚環境会議が市の環境基本計画を推進する上で、住民側の母体というふうに考えております。飯塚環境会議につきましては、募集を市報等いろいろ載せながらやっておりますけど、そういった部分で住民代表者については飯塚環境会議をメンバーとし、加えたいというふうに考えております。

委員長

続いて127ページ、病院事業会計補助金について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

病院の会計ですが、107ページのほうに資料を出していただいております。補助金の内訳ということなんですけれども、これは一般質問でもいろいろあっておりましたし、12月議会での討論等もお聞きしたんですが、合併特例債を使うというふうに決められたのはいつのことでしょうか。

健康増進課長

合併特例債を活用してということでございますけれども、合併特例債を活用する部分については、労災病院の後医療として、施設を飯塚市が購入する際からずっと特例債を活用してやっております。今回についても同様の措置で、特例債を活用してやるというふうになっております。

宮嶋委員

建て替えについて合併特例債を使うというのは、建て替えの話が出た最初からということではないんですね。

健康増進課長

建て替えが出てからじゃなくて、最初の協定書を結ぶ段階でそういったものを活用するというふうになっております。

宮嶋委員

当初ですね、建て替えに30億円というふうに言われておりましたが、それが40億円を超えるというような状況になっておりますが、この辺の金額の変化というのは、どちら辺でどういうふうに決まったのか、教えてください。

健康増進課長

今ご質問の件につきましても、一般質問の中でちょっとご説明はさせていただきましたが、まず大きなものが、当初11,000平米から13,400平米に増加をいたしております。その部分が大きな要素でございますが、それとあわせて、当初予定をしておりました手術室の新設、また地震対策といたしまして、免振構造を採用したということが大きな増加要因でございます。特に免振設備につきましても、ここの地区の病院といたしましては、初めて導入したところでございます。

宮嶋委員

病院建設に関しては、いわゆる建設の検討委員会とか、そういう組織はあるんでしょうか。

健康増進課長

検討組織と言いますのは、基本的には市側の関係部署と病院側の部長以上というところで、プロジェクト管理委員会というのを設置しておりました。その下に各部会ごとの検討部門もあわせて設置して、建設に関してはずっと検討してまいりました。

宮嶋委員

職員だとか、あと労災病院の時代はボランティアの皆さんがいらっしゃって、いろんな提案をされたりしておりましたけども、そういう利用者というか、患者さんの代表とか、職員の方とか、そういうボランティアみたいな部分とか、そういうものの意見を聞くということなどはなかったんでしょうか。

健康増進課長

今回の計画に関しましては、患者さんとかそういった形の人たちを入れることはございませんでしたけども、職員の方々の意見は吸い上げる形で最終的な計画を練り上げたというところでございます。

宮嶋委員

ところが、なかなかそこに勤めてある方が情報がなくて、いろいろ聞いたりという部分もありました。その辺、本当に利用する人、使う人の部分の考えが入らないと、器はできて中身が整わないかなと思います。合併特例債ということですから、7億円ですか、この補助金のう

ちの7割ぐらいは交付税措置されるということにはなるんでしょうけれども、この補助金、やはり何の補助金でもそうですけれども、補助金を支出してどういう効果があるのか、そういう意味では病院にこれだけのお金を投資して、どういう効果というか、こういうふうになるんですよというのがありましたら、教えてください。

健康増進課長

今回の建て替えに関しましては、老朽化したことに対する建て替えということでございます。それでいま医療法上でもその基準に合致しない部分もございます。そういったことで、患者様にいろいろご不便を掛けているというところもございます。今回の建て替えでそういったものを解消いたしまして、良質な医療環境を提供するというところでございますので、それを測定ということはちょっと難しいんだらうと思いますけども、今後患者の皆様へ建て替えて良かったというような評価をいただけるように、協会と市も協力しましてやっていきたいと思っております。

委員長

次に、131ページ、ごみ収集業務委託料について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

131ページ、ごみ収集業務委託料ですが、この委託の内容について教えてください。

環境施設課長

この委託でございますが、一般廃棄物処理実施計画に基づきまして、ごみ収集業務を委託するものでございます。飯塚地区では粗大ごみや一部の地域の可燃ごみ、不燃ごみを直営で収集しており、それ以外のものにつきまして6業者に委託をいたしております。飯塚地区以外では全種類のごみを委託しておりまして、穂波地区1業者、筑穂地区2業者、庄内地区1業者、穎田地区1業者となっております。飯塚市全域で合計11業者に委託しており、委託料として6億819万円を計上いたしております。

宮嶋委員

25年度、委託料が減額されておりますが、それはどういう計算方法で下がっているのか、教えてください。

環境施設課長

平成21年度に全市的に7分別によるごみ収集体制を統一いたしました。その折、委託料の積算方法につきましても、廃棄物処理法施行令第4条、これは市町村以外のものに委託する場合の基準でございますが、第1項第5号の規定による委託料が受託事業を遂行するに足りる額であることに基づきまして、直営経費をベースに勘案いたしました収集車1台あたりの原価計算を基礎とした算出方法で統一しております。その後、社会情勢の変化等によりまして、原価計算を精査いたしまして、24年度より全体で約750万円程度、見直した中で契約を行っております。今後も社会経済情勢が大きく変化することは予測されますので、この委託料につきましては3年に1度程度見直しを図っていくということにしております。

宮嶋委員

資料の108ページにごみの委託状況というか、書いていますけれども、ごみの量ですね、の推移を載せていただいておりますが、7分別をして努力をされているにもかかわらず、ほとんどごみの量は横ばいになっています。これの原因というか、どうして減らないのかというのが、わかりましたら教えてください。

環境施設課長

飯塚市全体で、先ほど申しましたように、平成21年度から7分別の収集体制をいたしております。基本的に資源ごみにつきましては、各自治会に、150世帯に一カ所程度の拠点収納ボックスで回収いたしておりますし、全体の中である程度定着したということで、急激に減るということはありませんが、だいたいこの22年度から24年度を見ますと横ばい状態ということで、今後とも市民の皆様方に対しまして、ごみ減量、リサイクルの推進を図ってまい



りたいというふうに考えております。

宮嶋委員

ごみを何とか減らせばですね、この委託料が下がるんじゃないかなと思うんですがいかがですか。

環境施設課長

委託料の積算につきましては、収集量に比例するものではなく、収集車1台あたりの原価計算を基本といたしまして積算いたしております。ごみ収集につきましては、収集ルートで行っておりますのでごみがあるなしにかかわらず、計画的に収集ルートを収集運搬するため、それに応じた機材が必要となります。このことから、ごみが減るとということだけで委託料が下がるという要因にはならないというふうに考えております。

宮嶋委員

コミュニティバスの話がありましたけれど、コミュニティバスは定時運行いたしますけれども、極端ですけれども、ごみが減ればトラックが満杯になったら清掃工場にもっていくわけですよ。その回数が減ると。そういうふうになれば、委託料は減りますか。

環境施設課長

可燃ごみ収集で例えますと、月木、火金の2回の収集をいたしております。週2回ですね。午前中収集とする地域と午後収集する地域を決めております。当然、午前中収集する地域はある程度ですね、市民の皆さま方、先ほど言われましたバスの時間と同じように、何時頃家に取りくるかというご質問がよくあります。基本的にある程度決まった収集ルートでいっておりますので、それに対する機材がいるということで、収集ルートの中で、ある程度時間をかけた中で一定の時間を要しますので、全体で午前中2回、午後2回程度の回数じゃないかというふうに考えています。

宮嶋委員

なかなか難しいということですが、委託料も6億円を超えるという予算になっておりますので、これは市民の皆さんの協力が本当に必要なんだと思いますが、こういう経費をなるべく少なくするというふうなことで、努力していただきたいということで終わります。

委員長

次に、131ページ、指定ごみ袋等販売委託料について、明石委員の質疑を許します。

明石委員

132ページ、衛生費、ごみ処理費、指定ごみ袋等販売委託料について、内容についてお伺いいたします。

環境施設課長

指定ごみ袋等の販売事務の内容につきましては、これにつきましては各販売店にごみ袋等を卸す業務であります。飯塚市につきましては、シルバー人材センターに委託しており、地区内の約140店舗で対応いたしております。4地区につきましては、平成24年度から飯塚市商工会に委託しており、地区内約120店舗で対応をいたしております。指定ごみ袋等の仕入れにつきましては、各地区の販売店にごみ袋等の仕入れ代金を金融機関に納付していただきまして、その後に払った納付書を持って、シルバー人材センター及び商工会にごみ袋を仕入れに行くという方法で行われております。

明石委員

24年度から行われました商工会の方法について、実は、その以前は役場に行って、役場でお金を払って、その場所で倉庫から袋をもらっていたという話です。それで非常に簡単にそういうのができたんですけれど、実は飯塚市商工会に委託することによって、金融機関に1度お金を払って、それから商工会まで行って商品を取るというやり方で非常に時間がかかる、手間がかかる。こういうことがありますので、どうかならないかということでちょっとお伺いいた

します。

環境施設課長

質問委員言われますように、平成24年度から4支所管内につきましては、各支所の市民窓口サービス課のほうで販売いたしておりましたが、平成24年度から商工会というふうを考えて販売いたしております。先ほどの申し出につきましても、私たち販売店のほうからよくお話を聞いております。商工会につきましても、まだ1年でございますので、仕入れ方法につきましても今後とも販売店の要望等をお聞きする中で、先ほどの飯塚地区シルバー人材センター及び商工会との兼ね合いもございまして、課題や問題点を整理していきたいというふうを考えております。

明石委員

いま聞きましたらすぐになかなか直せないのが、役所の仕事やろうと思っていますけれど、問題ありますけれど、利便性を考えて手間がかからないようにするのも仕事かなと思いますので、検討していただくように要望いたしまして終わります。

委員長

次に、132ページ、ごみ収集車購入費について、吉田委員の質疑を許します。

吉田委員

132ページのごみ収集車購入費ですが、25年度予算資料の16ページに説明がございまして、粗大ごみの収集車両1台購入ということです。それについて粗大ごみは、どのようなシステムで回収されているのでしょうか。

環境施設課長

飯塚市の粗大ゴミ収集につきましては、電話による予約制をとっております。市民の皆さま方から電話をいただいた際に、収集日、それから粗大ごみの種類、大きさ、個数、粗大ごみを搬出する場所を決めて、決めた場所に取りに行っております。粗大ごみに貼っていただくシールにつきましては、現在262円の1種類だけで、粗大ごみの大きさや重さによりまして、必要枚数1枚、2枚、4枚の3種類に区分いたしております。その際に市民の皆さま方には、シールにお名前を記入のうえ、決められた場所に排出していただくというふうになっております。1日におこなう粗大ごみ収集につきましては、その日の収集を行う箇所を効率的に回れるよう、ルートを作成した上で収集している関係で、予約をしていただく時点で収集日の約束はできませんが、本人の在宅の有無などを確認いたしまして、収集を行っているという状況でございます。

吉田委員

ではですね、収集されている品目、種類についてお願いします。

環境施設課長

粗大ごみの収集の種類につきましては、現在、家電4品目、冷蔵庫、テレビ、エアコン、洗濯機等につきましては、家電リサイクル法で定められた処理がありますので、市で収集ができませんが、それ以外の大型ごみということになります。中身的には寝具類、家具類、自転車、暖房器具、家電製品等が排出されております。

吉田委員

その中で、家具類がありましたけれども、電気製品類は別だということでしたけれども、その中でも使えるもの等がいろいろ入ってくると思うんですよ。それについて、またリサイクルという言葉も出ましたけれども、新たにもらい手、もしくは販売等をされるようなことはないのでしょうか。

環境施設課長

実際に自治体ですと、そういう形でやっているところをいくつか承知しております。最近では、粗大ごみにつきましては、リサイクルショップが整備されているのを受けまして、すぐ

に使えるようなものがないのが現状でございます。多くは補修しなければ再利用ができないもの、補修するスペースや人員が必要となります。また、補修したものを保管するストックヤード、及びそれを保管する体制も必要となってきます。このような理由から、現状では、いま質問委員が言われました再利用は行っておりませんが、CO2削減やごみの減量化を推進する循環型社会を構築するうえでも必要なものであるということは認識いたしております。

吉田委員

ご説明ですと、今のところ焼却処分という形とっていいんでしょうか。

環境施設課長

基本的に家具類につきましては、すべて可燃性の分ということで焼却処分をしています。家電製品等につきましては、若干の金属類につきましては、破碎した家電の金属類は別途集めた中でストックヤードに保管いたしまして、売払いをいたしております。

吉田委員

粗大ごみの使えるようなものを再利用することは、課題もあるようでございますが、ぜひそういった課題を解消されまして、再利用システムを構築されることを強く要望します。

委員長

次に、132ページ、燃料費について、道祖委員の質疑を許します。

道祖委員

132ページ、清掃工事管理運営費のうちの燃料費についてお尋ねいたしますが、この燃料費はコークスだと思います。また、資料を出していただいておりますが、コークスの単価の推移とその原因ということで出していただいております。ごみ1トンあたりの消費する費用は、まずトンあたりいくらぐらいか。このコークスの単価が出ておりますけれど、これを使用してですね、トンあたりごみ1トン进行处理するには、どれぐらいの金額が生じているんでしょうか。

環境施設課長

トンあたり約2万4、5千円だというふうに記憶しております。

道祖委員

これに関連してお尋ねいたしますが、先ほど市がいろいろな公園整備とか、道路整備で伐採している枝、草、そういうやつが私は2,200トンあるというふうに所管で確認しておりますけれど、ということは、これは清掃工場で処理されているというふうにすると、どれぐらいの費用がかかっているのか。計算したらわかるけどね。先ほども言ったけど、確か委員会のときは2,200トンでクリーンセンターに持ち込んで処理しているというような答弁だったと記憶しているんです。それを確認しなかったから、燃焼だけしているということで私質問したんですけど、確か2,200トン持ち込まれているはずなんですよ。だからその分の費用はどれぐらいかかっているかということを質問しているだけです。

環境施設課長

清掃工場で可燃ごみを燃やしたときの実際の必要経費、先ほど工場全体の清掃工場費のトン当たりでございますが、実際に今あまり変わらないんですが、トン当たり23年の決算ベースで22,400円かかっております。それに先ほどの2,200トンを掛けたら処理経費が出るという計算になり、4928万円となります。

道祖委員

市の伐採したそういう草木は、処理するのに4900万円使われているということだけ先に確認いたします。それと資料をいただいております。この資料は、現在コークスは大体ここで年間どれぐらい使っているんですか。

環境施設課長

今年度、平成25年度の予算ベースで申しますと約1,600トンということで計上いたし

ております。

道祖委員

では単価は、1,600トン掛けることの単価でいくらになります。

環境施設課長

約7500万円程度になります。

道祖委員

1,600トン掛けることの単価がいくら。

環境施設課長

今回計上いたしております金額につきましては、約1,606トンで、金額といたしまして7587万1000円の計上をいたしております。

委員長

単価は。

環境施設課長

単価につきましては、トン当たり47,250円でございます。

道祖委員

ちょっと待て、1,606トン掛けることの47,250円。そうしたらいくら。

環境施設課長

約7587万円程度になります。

道祖委員

あなた、資料を出してもらっているけれど、この資料の見方を教えてください。この折れ線グラフがありますね。20.475円から変化して行って31.500円になっていますね、平成24年後期で。これはどういう数字なのか。

環境施設課長

資料の109ページに掲載しておりますが、一般的にコークス市況につきましては、国内、国外、特に中国における鉄鋼需給状況、経済状況、為替レートによる変動が考えられます。さらに特殊要因といたしまして、一時的な変動といたしましては、水害等災害発生で石炭、これは原料炭でございますが、採掘停止による価格の上昇、中国の輸出関税撤廃及びロシア、ベトナム等の安価なコークスが国際マーケットに流入するということによって価格の下落が考えられます。コークス単価につきましては、主な原因といたしまして平成10年度から平成15年度までにつきましては、トン当たり単価20,475円から21,525円で推移し安定しておりましたが、平成17年度においては世界的な石炭、原料炭でございますが

道祖委員

私が聞いたかったのはね、ここに書いているのは私読めるんですよ。こういうふうにコークスの値段が上がっていている。下がったけどまた上がったということなんですね。ただ確認したかったのは、これはキログラムになっている。単位が円/キログラムになっている。これトンでしょう。資料ひとつずつチェックするのは大変なんですよ。

環境施設課長

大変申しわけございません。これはキログラム当たりに対して円になっておりますので、例えば31.500円というのはトンで直しますと31,500円、一番高いところで69,405円というふうに読みかえていただきたいと思います。

道祖委員

きのうこれ計算していたんですよ。全然数字が合わんと頭を悩ましてたんですよ。なんでこんなに数字が合わんのかと。しっかりした仕事をする行政の人がこんなミスするわけないと、このごろ年をとって計算ができんようになったなと思いつつ、わからんなわからんなと悩んでいま確認したところですよ。これはトン当たりということですね。トン当たりで31,500円

が47,250円になっていっているけれど、燃料費がコスト単価減になっていますけど、これはどういうことなんですか。説明資料では平成24年当初より減っていますよね。

環境施設課長

平成24年度の当初予算編成当時ですね、その前年度を見ていただきますと後期分で43,050円という状況でございました。その当時、まだまだ状況がつかめないということで、基本的に見積もりベースで予算要求いたしておりますので、そのところが下がったということでございます。

道祖委員

下がったのであるならば、単価が                    ちょっと待て、1,606トンが平成25年度使用予定量でしょう。単価47,250円で7600万円ぐらいということでしたよね。今の説明からすると、53,000円ぐらいをみていたというふうに理解するんですか、それとも43,000円をみていたんですか。説明では43,000円と聞こえたけど、53,000円ぐらいをみてた、それで下がったということですか、そういうふうに理解していいんですか。

環境施設課長

編成当時、57,000円台を想定した中で計上したということでございます。

道祖委員

何にしろ、トン当たり47,000円。上がっていていると。先ほど説明していただいたとおり、海外の市場によって、全然単価は変動するということが言われておりました。今回もいろいろな事情で上がっていくだろうということの単価だろうと思っております。非常にトン当たり高いのではないかと思っておりますが、ところでちょっと話を飛ばしますけれど、先ほどCO2の関係でちょっとご質問しましたけれど、特定事業者に飯塚市はなっていると。それでクリーンセンターは当然工場であるから特定事業者になっているということをおっしゃいました。それでちょっと参考のためにお尋ねいたしますけれど、クリーンセンターは、清掃工場は第1種エネルギー管理指定工場になっているんですか。

環境施設課長

クリーンセンターにつきましては、第2種特定工場になっております。

道祖委員

第2種であるならば、エネルギー管理者とか、そういう方は設置する義務はないと、だからそういうことには携わっていないということですか。

環境施設課長

正式な資格ではなくてですね、いまボイラータービンと電気主任技師がおられます。そこで講習会等に行かせまして、第2種特定指定工場の省エネ対策ということで対応いたしております。

道祖委員

第2種の内容についてはよくわからないんですけど、第1種の場合は指定工場になったらですね、その工場におけるエネルギーの使用の合理化に関しということで、職務が決められているんですけど、第2種の場合はそういうことは求められてないということでしょうか。確認です。

環境施設課長

基本的には第2種につきましては、年間原油換算使用料で申しますと1,500キロリットル以上から3,000キロ未満というのが第2種特定指定工場ということでございます。いま現在、省エネ対策の中で、管理部門の管理規程を設けまして基本的に毎月1回クリーンセンターの職員、それから現場のほうの職員を集めまして、その稼働状況等について協議を行っているという状況でございます。

道祖委員

いろいろお尋ねしておりますけれど、私12月議会でバイオコークスの話をしております。バイオコークスについて利用できないかということで、ご答弁では新日鉄に確認したら、いま新日鉄住友エンジニアリングですか、そこが実証実験を3月もしくは4月ぐらいに大阪の茨木でしたか、やるというふうなお話をされておりましたけど、その後どういうふうになったのかというのをお尋ねします。それとバイオコークスについて提案しておりましたけど、バイオコークスの内容についてですね、あなたは担当部署の課長として詳細について調査とか、勉強とかそういうことをされましたか。

環境施設課長

まず1点目の大阪府茨木市の実証実験につきましては、今年度5月下旬の本格実施に向けまして1月17日から18日の2日間で炉底到達試験が行われております。この試験で通常操業時と同じコークス比でバイオコークスが炉底に到達できるかどうかということ、茨木市の職員及びNSES、これは日鉄住友環境プラントソリューションズの職員と確認を行っております。この到達試験におきまして、職員によりバイオコークスを切断、袋詰め、ダンピングボックス投入を24時間作業で行い、クレーン等によりごみの投入を行ったということでございますので、現在、実証実験に向けて投入方法を検討し、石炭コークスの投入しているコークスホップの設備改良に期間を要することや、試験要領及び判定基準を定める必要があることから、5月下旬に実施するというふうに情報を受けております。

道祖委員

この内容は近畿大学との共同で行われておると思いますが、近畿大学のほうにですね、問い合わせして、今あなたが言ったのは、到達試験しているということですね。そして今度は投入口を改良してやるということで、実証実験のほうに取り組んでいっていると、前向きにということですが、近畿大学のほうに問い合わせ等は、あなたとしてはしましたか。

環境施設課長

私個人からは問い合わせ等は行っておりません。

道祖委員

近畿大学にしてないとするならば、どなたか役所の方はしているんでしょうかね。役所の中で、情報をとるために何らか協議等を行っていますか。

環境施設課長

今回のバイオコークスにつきましては、飯塚市の我々職員と、それから新日鉄環境プラントソリューションズと、それから新日鉄住友エンジニアリングと今いろいろなことで協議いたしております。そのようなことから、その辺の実際に行います新日鉄のところの担当部署から経由いたしまして、いま情報を受けているという状況でございます。

道祖委員

職務としてはそれでいいのかもわかりませんが、燃料費がこれだけ高騰していったという内容から考えたときに、代替燃料として提案したつもりなんですよね。であるなら、代替エネルギーとして燃焼実証をやっている。しかし、単価のことについては、トータル的に考えていかなきゃいけない。そういう面から考えたら、あなたはやはりそういう調査をするべきじゃないですか。大学に問い合わせをして、どういう形になったら単価を下げて、同じトンあたりの燃焼する22,400円でしたか。これがコスト低減できるかどうかですね、そういうことはやっぱり担当部署として検討すべきじゃないですか。実証実験が成功したということになったら、当然どうやってバイオコークスを生産するかとかですね。そういうことに入っていくんじゃないんですか。成功しないという前提で物事を考えているから、何も取り組んでないということですか。

環境施設課長

今回のバイオコークスにつきましては、JFEというところで実証実験をやったということ

はお聞きしております。その中で、実証実験がある程度成功したと。今回ですね、基本的にCO<sub>2</sub>削減につきましては、バイオコークス、俗にいう化石燃料エネルギーから自然由来のものを使うことによってCO<sub>2</sub>削減になるというふうには認識いたしております。その中で実際にいまメーカーの中で新日鉄住金エンジニアリングとそれからプラントソリューションズと到達試験をやったと。その中でどうしてもですね、一番下まで、炉底までの到達は確認ができなかったという情報も受けております。実際に今はその中でですね、それぞれ今回大阪府の茨木市の実証実験を見ながら、今後情報収集を含めて、それぞれのメーカーサイドと協議した中で、協議を進めていきたいというふう考えております。

道祖委員

再三申し上げますけど、12月議会のときに懇切丁寧に私質問したつもりなんです。あなたからJFEがどうだとか新日鉄の炉がどうだということはですね、そのときに言ってますから承知してます。全てデータに基づいて質問しております。だから、見解が分かるところは、炉の構造が若干下のところが違うということだけなんです。だから、溶鉱炉として基本は一緒じゃないかということをしたんです。だから、あなたは新日鉄住金という会社と打ち合わせはしてるけれど、私がつを言っているかどうか、あなた近畿大学の先生に確認を取ったらどうですか。それで質問して提案してるんですから、どうなんだと、コストが低減できるのか、確認をとってみてくださいよ。それぐらいしても問題ないでしょう。何であなたは炉の業者ばかりに目を向けるんですか。石炭コークスがこれだけ高くなっていっているんですよ。これが下がっていくという保証はどこにありますか。導入してから全部上がってるじゃないですか。じゃあ、どこだったら採算ベースに合うのか。毎年、毎年8千万円から出していくのかと。なおかつ、2,200トンの処理をすることによって4900万円のお金を使ってるんですよ。これを原材料とすれば、燃料の単価が下がっていく可能性がある。CO<sub>2</sub>の削減にも寄与する。これを12月議会で言ったんですよ。言ったけれど、あなたは私の提案を全然検討していないということじゃないですか。新日鉄のほうばかり見るだけじゃなくて、問題はバイオコークスの単価じゃないですか。そしてトータル的に見たときに、技術的に見てそしてトータル的に見て、採算ベースにのるかからないかということじゃないですか。そういうことを誰がするんですか。議員が一般質問とかですね、こういう場で提案して、検討するのは誰なんです。一所懸命議員はそれなりに勉強してですね、市民の税金を無駄にしないように頑張ってるつもりなんです。だから、いろいろなことを言っているんですよ。あなた方は行政のプロかもわからないけれど、だけど切り口を変えたらこういう見方があるじゃないかということ再三言っているんですよ。そのときに何カ月もたっても、業者さんに聞いています。こうでした、ああでした。業者さんが言ったのは、あなた、4月にはやると言ったんでしょう。1カ月ずれたじゃないですか。業者の言うとおりですか。そんなことじゃだめなんじゃないですかということ再三言ってるんですよ。これに対しての対応を検討していただいて、報告をどこかの場でしていただきたいと思います。ただ所管が違うからですね、こういう場でしか言えないんですよ。その点をご理解してください。場所を替えて改めて予算委員会が終わったら、6月議会なり本会議場で言わざるを得ないのかもわからないですけど、そのときはよろしくご答弁ができるようにしていただきたいと思います。これで終わります。

委員長

次に、132ページ、清掃工場管理運営費について、永末委員の質疑を許します。

永末委員

132ページ、衛生費、ごみ処理費の清掃工場管理運営費について、質問させていただきます。まず、清掃工場の運転管理及び溶融炉点検整備委託に関しては、どちらに委託されてますでしょうか。

環境施設課長

清掃工場につきましては、新日鉄製のシャフト溶融炉であり、製鉄所の溶鉱炉技術から生まれた、極めて専門性の高い設備でございます。平成10年4月の稼働当時より、設計・施工をした新日鉄株式会社の関連会社として、安定操業維持のための改善、指導設備のトラブル等の復旧対応、改善指導、整備工事に関する技術的サポート・アドバイス等について、唯一技術提供を締結し、新日鉄製溶融炉の運転管理、点検整備の実績が豊富で、さまざまな状況における対応方法を有しております、NSE S、日鉄住金環境プラントソリューションズと随意契約による委託をいたしております。

永末委員

平成10年の稼働開始ということでしたので、その開始から15年ぐらい経過しているかと思うんですけども、今答弁にもありましたけれども、現在においても随意契約されているというふうにあったと思います。あえて、この随意契約を継続されている理由についてお願いします。

環境施設課長

清掃工場につきましては、24時間連続運転をしていることから、施設安定的、効率的かつ経済的な運転し整備をすること。また、突発的な事故やトラブル等に対して、的確に対応できる十分な体制を整えることが必要不可欠でございます。現在、新日鉄製以外で同じシャフト式溶融炉がありますが、各メーカーにおいて、炉の形状、処理工程等あらゆる面において異なり、各メーカーの独自の高度な技術を投入しておりますので、他者が運転、整備を行う場合ノウハウ等の提供、すなわち企業秘密を提供するということになりますので、現実的にサポートを得ることは困難であります。このようなことから、全国で、新日鉄製溶融炉の運転、整備を行っている唯一の会社であるNSE S、日鉄住金環境プラントソリューションズということで今随意契約いたしておりますが、ここであればメーカーによる的確な技術指導が受けられること。機器のトラブルなど緊急時に迅速な対応は可能であること。ごみ処理に支障を来さないよう、短期的で的確で確実な施工ができること。またメーカーと直結していることで、特殊部品の調達等が容易にできること。業務上の知識経験が豊富であり、現場の状況にも精通し、緊急時の迅速な対応できること。また多くのデータを集約分析し、市、施行者及び委託業者の連携により、円滑かつ効率的な業務が可能であること等によりまして、清掃工場を安定的、効率的かつ経済的に常時運転を行い、また突発的な事故やトラブルに対しまして、即時的確な対応ができる十分な体制が可能でありますことによりまして、現在随意契約による委託契約をおこなっております。

永末委員

さまざまな理由から、プラントメーカー系列のところでは、できないというふうなご答弁かと思うんですけども。ではお聞きしたいと思いますけれども、他の新日鉄製の溶融炉の委託の状況、国内の委託の状況についてお示しください。

環境施設課長

新日鉄製の他の委託の状況でございますが、現在新日鉄の溶融炉を採用している清掃工場につきましては、国内で約30カ所稼働いたしておりますが、専門性の高い技術と経験を要し、安全・安定した創業・整備が求められるということから、全ての清掃工場でNSE S、日鉄住金環境プラントソリューションズと随意契約により操業を行っております。

永末委員

そういった状況からすると、飯塚だけでなく国内ですべて溶融炉について、同じような形態がとられてるというふうなことになるかと思うんですけども、今のご答弁からするとなかなか難しいでしょうけれど、この委託について、その競争性を確保するために入札等の検討をされたことはありますでしょうか。

環境施設課長



入札についての検討につきましては、以前に同じシャフト式溶融炉のJFE、これは日本鋼管、川崎製鉄が合併した社会でございますが、クリーンセンターの操業、整備ができないかという問い合わせをしたことがございます。その問い合わせにつきまして、「溶融炉の形式が異なり、機械設備・電気計装設備等の全ての面において同じシャフト式溶融炉であるが、設計思想が異なり、各メーカーの技術が凝縮されたもので、一定の運転整備はできないことはないが、事故やトラブルに対するリスクが大きく、実質的には操業できるものではありません」という回答を受けております。また、過去に他の事業所でプラントメーカー以外で運転管理を行い、事故やトラブルが起きております。2003年には青森県弘前地区環境整備センターで灰溶融炉が爆発事故を起こし、作業員2名が負傷いたしております。この原因につきましては人為的ミスということで、2007年3月に判決が下されたということでございます。2008年4月につくば市のクリーンセンターでトラブルが相次ぎ、ごみ処理がストップしております。さらに昨年2012年4月に、千葉県流山市クリーンセンターでガス化溶融炉の3炉のうち、2炉が約1カ月間運転停止状態になったということでございます。このように、プラントメーカー系列以外の事業者による不安定操業や事故が起こっており、安全、安定操業を維持する上で大きなリスクを負うことから、今日まで随意契約を行っているという状況でございます。ただし、点検整備につきましては、市内業者で施工可能なものは分離発注を行っておりますし、また分離発注が困難で一部市内業者で施工可能な箇所がある場合につきましては、NSESに対しまして市内業者を優先採用するように指導しておるところでございます。

永末委員

飯塚のみならず全国でのこの状況として、やはりそのプラントメーカー系列でないと難しいというふうなご回答だと思います。そうでないところでは事故が起こっているというようなことまでご答弁いただきましたけども、実際そういう設備的な部分まで踏み込んでですね、私のほうも勉強のほうをまだしておりませんので、実際のところどこがどうすれば入札できるじゃないですかというふうなことまでお尋ねするのは難しいんですけども、先ほど最後のほうの答弁にもありましたように、できるだけ可能な部分は市内業者の方に対して分離発注なり優先的に行っていただきたいというふうに思います。このあたり、今ご答弁のほうでも優先的に採用するというふうな形でおっしゃっていただきましたので、ぜひそういった指導を続けていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

環境施設課長

先ほど答弁いたしましたように、市内業者への分離発注につきましても分離発注できない部分につきましても市内業者最優先で今後ともやっていきたいと、指導していきたいと考えております。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:03

再開 14:11

委員会を再開いたします。

137ページ、新観光ルート開拓事業委託料について、明石委員の質疑を許します。

明石委員

137ページ、労働費、労働諸費、その中で今回、緊急雇用創出事業の概要についてまず質問をして、その後新観光ルート開拓事業委託料についてしたいと思っております。緊急雇用創出事業の概要について、説明をお願いいたします。

商工観光課長

今回の緊急雇用創出事業につきましては、全国の雇用情勢が依然として厳しい中、国におきまして昨年の11月30日に経済危機対応地域活性化予備費等使用についての閣議決定がなさ

れまして、今後成長が期待される分野におきまして短期の雇用機会の確保を図ることを目的に、重点分野雇用創出事業の基金に800億円が積み増しされました。実施期間も平成24年度末までであったものが、平成25年度末までに延長されたものでございます。各都道府県に造成されました緊急雇用創出事業臨時特例基金に積み増し配分された額のうち、本市への追加配分額が2720万円で、その枠内で各課提案によりまして新年度に5事業を計画したものでございます。そのうちの1つが新観光ルート開拓事業ということでございます。

明石委員

5つの中の観光の形で計上された事業の中で、テーマ別新観光ルート開拓事業について説明をお願いいたします。

商工観光課長

現在、市のホームページの観光ポータルにおきまして、モデルコースとして所要時間、交通手段別に5つの観光ルートを設定しまして、観光客向けに情報提供を行っておりますが、多様化するニーズに対応し新たな本市の魅力の情報発信を強化することにより、観光客の増加を図るために観光協会とタイアップをしまして、新たな観光ルートの開拓及び関連イベントの企画並びに観光PRを行うものでございます。例示して言いますと、昨年、例えばNHKの福岡発地域ドラマ「スイーツ！～嗚呼、甘き青春よ～」が本市を舞台に撮影されましたが、そのゆかりの地とスイーツ店をめぐるコースの設定とか、スイーツ、B級グルメ、バルウォークなどのイベントと絡めた観光ルートの造成など、また筑穂地域を中心とした新たな地域資源を発掘、取材しまして、その連携による新たな広域的観光ルートの開拓などにより誘客を図り、地域活性化につなげていければと考えておるところでございます。

明石委員

今5つの観光ルートを提案されています。テーマ別新観光ルート開拓事業では、観光の専門的な知識と経験を有する人の雇用が僕は望ましいと思っています。どういう人を置くか、雇用されるのか、今さっき言われましたような期間は1年ですかね。それからこれは、年齢はいくつくらいの方を希望されているのか、ちょっとお答え願います。

商工観光課長

今回の新観光ルート開拓事業では、観光協会への委託事業によりまして、事務補助員を1名、及び市の直接雇用により事務補助員の1名の計2名を1年間新規雇用する予定としておりますが、緊急雇用創出事業につきましては、要件としまして、まず失業者を雇用することが大前提となっておりますことから、人材につきましてはハローワークを通じて募集することとなります。質問委員さんが言われますとおり、本業務につきましては観光に関する専門的な知識と経験を有する人材の雇用が望ましいと考えておりますが、希望どおりの人材の確保はなかなか困難な面もありますことから、募集する際には業務内容や希望する人材の記載内容を工夫して、ハローワークの申請書に記載いたしまして、面接などによりまして、できるだけ希望に沿ったやる気のある人材の方を採用できればと考えているところでございます。年齢については特に制限はありませんが、業務の内容等を把握しながら面接等によりまして人材を確保していきたいというふうに考えております。

明石委員

1年間という短期で雇用するということですが、そういう形で雇用が成立するのかなという懸念もありますけど、緊急雇用創出事業については、ぜひ有効活用を図り、本市の観光の振興や雇用創出につなげていただければいいかなと思っています。できるだけ事業効果が期待できるように適正とやる気のある、本当は観光事業に精通された方を希望したいと思っています。あまり細かいことをこれ以上言ってもこれからの事業ですから、この辺で質問を終わります。

委員長

次に、137ページ、市有地活用調査等委託料について、永末委員の質疑を許します。

永末委員

137ページ、労働費、労働諸費の市有地活用調査等委託料についてお聞きします。労働諸費の中の緊急雇用創出事業費の一部になっておりますが、予算の概算書のほうで少し説明がっておりますが、市有地の自然エネルギー等の活用事業用地としての適否調査等として延べ人数として540人分の予算が650万円組まれていますけれども、この中身についてご説明ください。

管財課長

事業の内容といたしましては、緊急雇用創出事業によりまして雇用の拡大を図るとともに、遊休市有地のうち山林等の大規模市有地の活用を目的に、これらの市有地について専門的な調査を行い現状を分析し、その土地の有効な活用方法について資料を収集するものでございます。

調査委託の概要といたしましては、市有地を有効活用するに当たり、メガソーラー事業用地としての検討調査を行い、その調査段階におきまして支障をきたす雑木等の伐採を行うものであり、あらかじめ山林等の候補地を選定した中で調査等を進めるものでございます。

ご質問の、全体で540人というその内訳でございますが、さきにご説明いたしましたように、調査費といたしまして新規雇用2人の2カ月、それから伐採費といたしまして新規9人の2カ月といった内容になっております。

永末委員

今のご答弁からいきますと、ある程度場所を選定して、選定された場所をメガソーラーを設置可能なような形にするように伐採等を行う。そういう意味で延べ人数として、こういった540人という人数が出てきておるといふような理解でよろしいでしょうか。

管財課長

ある程度伐採いたしますのは、調査にかかわる部分でございますが、調査に支障がある部分として伐採を行うといったものでございます。

委員長

続きまして、同じく137ページ、緊急雇用創出事業費について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

もう大まかな説明は終わられましたので、1点だけ意見というか、1年ということですけども、昨年、24年度までというようなことでありまして、ぜひ引き続き県に対して、国に対して働きかけてくださいということで、それが功を奏して1年延長だというふうに思いますが、結局、国からお金が出てくるから、何か仕事を考えて、1年ぼっきりで終わりというようなものがずっと続いているような気がするんですね。これはそういう性格のものだと思いますが、このことがきっかけで事業が継続されるとか、委託を受けて仕事を始められた方が引き続き何かやろうかなというようなことにつながっていかないのかなというふうに思うんですが、過去には、今でも、そういう事例みたいなものはないでしょうか。

商工観光課長

1つの例としまして、以前、ふるさと雇用で事業を始められたお豆腐屋さんだったんですけども、そちらのほうで、ふるさと雇用を活用されまして事業をされた例がございます。この部分につきましては、今も事業としてですね、広く展開をされている、そういう事業はございます。

宮嶋委員

そういうのが出てくるきっかけにぜひしていただいて、補助金が出たからということではなくて、市民の皆さん、何とか事業をやっていこうと思われている方もたくさんいらっしゃると思うので、そのヒントになるようないろんな制度を使って、そういうふうな工夫をしていただきたいということで、私の質問を終わります。

委員長

同じく、緊急雇用創出事業費について、江口委員の質疑を許します。

江口委員

同じく緊急雇用でございます。各課の提案でというお話がございました。採択されたのがここに上がっているものだと思うんですが、これ以外で採択されなかったものをご紹介しますか。

商工観光課長

一応、この事業が提案されまして、これに合う形での事業の組み立てが必要になってまいります。その分で今回出していただいた分につきましては、それに乗るような形で事業を組み立てていただいておりますので、この分について全部のつと。そのほかの分については、もう短期間ということもありましたので、そのほかの事業につきましては提案がございません。

江口委員

ということは、ここにあるもの以外は各課から提案はなかったということによろしいですかね。

商工観光課長

そのとおりでございます。

江口委員

それもちょっと寂しい話かなと思うんですが、各課の皆さんの頑張りを期待したいところでございます。もう1点、緊急雇用創出事業なんですが、これを見ていると本当にこれが緊急雇用としてやるのにふさわしいのかどうかという点が疑問に思うところもあるわけです。先ほどのテーマ別新観光ルートの開拓事業、そして今お話のあった市有地活用調査等委託、そして次の中小企業医療関連産業分野参入可能性調査事業ですね。特にこの3点については、本当にこれが緊急雇用でできるものかどうかという部分が疑問に思う点があるわけです。サンビレッジ茜の野外活動支援、ないし地域の安心見守り事業に関しては、地域の方々に失業されている方で、その中でスキルがあってお手伝いいただける分もあるかと思うんですが、今の市有地活用、伐採という部分でしたら、できはするでしょうけれど、活用調査、もともと持っている市有地、それこそ管財課の皆さん方はある程度ここはこういう市有地だよってわかっておられるでしょうし、これをまた緊急雇用の中でやるのが妥当かどうか、また医療関連産業の参入事業ですね、ないし観光ルート等々も同じだと思っています。また観光ルートに関しては、片一方では観光協会もそうでしょうし、観光案内の方々等々もおられます。そしたら、そういった方々をどうやってうまく参加していただくかというふうな部分だと思いますので、まあ緊急雇用がついているからといって乗せればいいというものではないと思うんです。その点について、これから先、平成25年度で終わりかどうかもわからないわけです。この組み立てをどうするのかをもう一度考え直していただきたい。

あと考えていただきたいのは、きのうもこだわったコミュニティバス、ないし予約乗合タクシーの分野でございます。地域でバスなり車を走らせようとするときに、この緊急雇用というやつは使えるわけです。実際にこの緊急雇用で地域のバスを、ないしタクシーを走らせている自治体もあると聞いています。ぜひ、そういった分を検討していただきたいをお願いをして、質問を終わります。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

江口委員

125ページでございます。衛生費、環境衛生費の中に墓地の改良工事がございます。この墓地改良工事、残念ながら100万円しかついていないわけなんです、この予算を見ると新規の墓地の造成並びに公募というか、それはないというふうな理解でよろしいんでしょうか、

どうでしょうか。

環境整備課長

この墓地改良工事でございますが、これは墓地の法面とかそういう所が崩壊した折の工事でございます。新たな工事ということではございません。

宮嶋委員

そうしましたら、霊園管理のほうで聞いたらよろしいですかね。同じく125ページのほうに、霊園管理委託料がございます。こちらでも違うのでしょうか。

都市計画課長

125ページの霊園管理の委託料についてで、よろしゅうございましょうか。霊園管理の委託料につきましては、いま現在の霊園のほうを都市計画課のほうで管理をしております。その中の草刈りとか除草についての委託料でございます。

江口委員

それに関連してお聞きしたいんですが、新たに霊園を整備して募集をかけるというふうなことはやられないのかどうか。

都市計画課長

いま現在、この中の予算としましてはそういうふうな計画の予算計上はしておりません。

江口委員

それでは、今ですね、霊園、たまに募集をして抽選をやってますよね。その倍率おおよそどのくらいですか。

都市計画課長

昨年は1.6倍でございます。

江口委員

やはり市民の方々に本当、お墓でお困りの方はかなり多いんだと思うんですが、この整備に関しては以降どのようにされるおつもりなのか。当初予算もこうやって上がってないわけなんです、その点についてはどのようにお考えですか。

都市計画課長

いま委員言われますように、いま霊園としましては1920基ほどの造成といたしますが、墓地が建てられる敷地になっております。残りとしては400基程度造成部分がございますので、市街地の墓地を移転させるという部分も確かにございました。いま確かに倍率等も大きいという部分で、需要の部分については確かにあるんだろうとっております。今後、何基くらいを造成できるのかどうか、需要の部分も勘案しながら、造成の部分につきましては今後検討していきたいというふうに思っております。

江口委員

ぜひですね、やはり皆様方困っておられてね、当たらんかなと思いつつ応募をするわけです。ぜひ早期に検討していただきたい。またあわせて、この管理についてなんですが、永代使用料ということになっていますが、じゃあ本当に最初に永代使用料お支払いいただいたら、ずっと出るのであるのかどうか。例えば出られるとき永代使用料をお返しするんですよね。ちょっと、その確認から。

都市計画課長

永代使用料返還の部分だと思います。そのことにつきましては霊園を貸し出しをしまして、1度も建てられていなかった方につきましては返還をするという形をとっております。1度建てられると、その分については返還金はございません。

江口委員

そこら辺の分もあわせて、市としても困らないような形をやっていただきながら、それよりも大切なのはまず困っておられる方々に対して、スペースは十分にありますよね。早期に補正

予算でもやり始められるように、検討をお願いいたします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

明石委員

環境課ですけど、ことし飯塚市ではPM2.5についての予算、もしくは市民の人からの問い合わせとか、そういうものはないんですか。

環境整備課長

PM2.5につきましては、先日の本会議の中でも質問がありましてお答えいたしました。市民の方が3件ほどお問い合わせがございました。その中でもお答えをさせていただきましたが、予算としての計上は別にございませぬ。その測定につきましては、いま現在、田川と直方、県内16カ所ぐらいあります。そういった部分の中で、いま県のホームページ等でその測定値については1時間ごと出されているという部分で、市のホームページからそちらへリンクできるようにもしておりますし、これにつきましては市のほうも体制を整えてしっかり対応していきたいということで、県のほうが70マイクログラム超える場合に注意喚起をするということになっております。この分の情報が午前8時まで当日見込める場合には、こちらのほうへ連絡がございませぬ。そういった場合、防災無線を使ったりとか学校等連絡したりとかいったことで、そういう注意喚起を促しながら対応していきたいというふうに考えております。

委員長

委員、予算に絡めて質問してください。予算特別委員会ですからお願いいたします。続けていきますか。

明石委員

いいです。はい。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

岡部委員

あの、1つだけ教えてください。いま5款の労働費の質疑をやっているわけですけどね、本当は7款の商工費に入るのかなと思うんですけど、一般会計の予算の質疑をやっている最中に外れて悪いと思うんですけど、先だって一般質問やったときには特別会計の土地の有効活用についてお尋ねをいたしました。確か第6駐車場がどうか第7駐車場がどうかというお話、有効活用についてね。当然これ市有財産であることは特別会計だろうと一般会計だろうと間違いないわけで、だからこの中に市有地活用調査等委託料というのがありますよね。この中にあの問題は入るのか入らないのか、それだけ教えてください。要するに、有効活用について協議の対象になるのかならないのか、それだけでいいです。

管財課長

今回のあの市有地活用の部分につきましては、メガソーラーといった特定した形での活用を考えておりますので、今回対象としておりませぬ。

岡部委員

はい、わかりました。別途聞きます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

江口委員

今の市有地活用なんですけど、ごめんなさい。メガソーラーと言いましたが、他の再生可能なエネルギーの部分、小水力等々に関しては入るのかどうか。メガソーラー、太陽光のみなのかどうか。

管財課長

メガソーラーというような形で考えております。

江口委員

ぜひですね、メガソーラーといいますけれど、エネルギーの効率からいうと果たしてどのようなのかという議論がございます。小水力等を含めてやれないものかどうか、ぜひ検討をお願いいたします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

ほかに質疑がないようですから、第4款 衛生費及び第5款 労働費について、質疑を結びたいと思います。

次に、第6款 農林水産業費及び第7款 商工費、138ページから161ページまでの質疑を許します。

初めに、質疑通告されております139ページ、「農地情報管理システムについて」、吉田委員の質疑を許します。

吉田委員

農業費、農業委員会費の分の農地情報管理システムについてお伺いしたいと思います。これについてのまず概要説明をお願いします。

農業委員会事務局長

農地情報管理システムは、農家情報、農地情報を効率的に活用することを目的に平成20年度から導入し、運用を行っております。農家基本台帳と地番現況図を連携させ、本市の農家及び農地管理事務の統合、効率化を図り、農地法関係の処理、利用権設定処理、農業者年金管理、各種証明書の発行等の業務を行っております。

吉田委員

別紙資料に記載の農地情報管理システム更新委託料260万円、これについての説明をお願いします。

農業委員会事務局長

システム更新委託料でございますけども、農地情報管理システムは平成20年度から導入し運用を行っているところですが、運用保証期間が平成24年度までの5年間で、本年度で保証期間が切れることから、25年度にシステムの更新を行うものです。

吉田委員

農地情報管理システムの保守点検の委託、これについてはどのような内容で出されているのでしょうか。

農業委員会事務局長

保守点検委託の業務内容につきましては、農家台帳システムと農地情報システムの毎月の保守、固定資産土地マスターから地籍データ、地番図データ更新を年1回、また住民基本台帳マスターの更新を年2回、サーバーメンテナンス等の業務を行っております。

吉田委員

このシステムですね、これ飯塚市の農業委員会に所有されているシステムですけど、これはほかの部局、担当課、農業関係の施設いろいろあると思うんですが、そこでの有効活用とか共有化あたりはどうなってますか。

吉田委員

一部システムを農林振興課のほうで利用されております。

農業委員会事務局長

一部ということでした。農地に関する情報につきまして、農業委員会がただいま集約して管理されています。当市においては面積集積の取り組み、耕作放棄地の解消、農地ブロックロー

テーションの誘導が必要な課題と今後は考えられます。ハード面の事業を農業土木課、ソフト面を管理する農林振興課、このシステムの管理を行う農業委員会と、個人情報を除き農地利用の管理データを共有化すれば、農地、農業用水路、排水路等の現状の把握と管理がうまくできると思います。有効利活用、保全管理が行え農業振興に反映できると思いますので、大いに利活用できるようにご検討をお願いします。

委員長

次に、141ページ、福岡県農地・水・環境保全協議会について、吉田委員の質疑を許します。

吉田委員

環境保全協議会負担金についてですが、まず目的と内容についてご説明をお願いします。

農林振興課長

この事業の目的でございますが、農地、農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取り組みに対して支援をするために、協議会に対して負担金を支払うものでございます。

吉田委員

この計画で5年区切り、6年目からの支援がやられているところから聞くとところによりますと、支援が減額されるということですが、これと別にこの事業を10年以上継続した場合とか、そういうところの支援内容についてはどのようになるか、わかりましたらお答え願います。

農林振興課長

事業には共同活動に対する支援と向上活動に対します支援がございまして、この共同活動におきまして1期が5年間ということで、5年間支援が継続されます。6年目からは2期目となりますが、支援額が25%減額となります。また5年以内でありましても、もう1つの活動であります向上活動に取り組んだ時点で、共同活動の支援が25%の減となります。向上活動につきましてもは制度開始からまだ2年でございますので、6年目以降の支援がどうなるかにつきましては、まだ示されておりません。また共同活動で10年を超えた場合につきましても、まだ方針が示されておりません。

吉田委員

水路や農道の補修などの向上支援事業等の場合に、資材等の必要経費が発生してくると思いますが、この支出についてはどのようになりますか。

農林振興課長

この事業の支援につきましては水田で10アール当たり4,400円が交付されますので、これを活用いたしまして、事業を実施していただくということになります。

吉田委員

細かなところはわかりましたけど、向上支援活動の取り組みにあたり、支援金の中から必要経費を支出しなければならないということですね。ただし、大きな工事を伴う場合の対応についてはどのようになるのでしょうか。

農林振興課長

この事業で実施をいたします支援につきましては、いわゆる地域の皆様方でやっていただく事業に対して支援ということになります。したがって、大規模な工事につきましては市あるいは県の担当になろうかというふうに思います。

委員長

次に、142ページ、中山間地域等直接支払事業費補助金について、明石委員の質疑を許します。

明石委員

142ページ、農林水産業費、農林振興費の中山間地域等直接支払交付金というものについて、どういうものか、教えてください。



農林振興課長

この交付金につきましては、耕作放棄地等の増加によりまして、農地の多面的機能の低下が懸念されております中山間地域等におきまして、担い手の育成等によりまして、農業生産の維持を通じ多面的機能を確保するために支援するものでございます。

明石委員

どのような取り組みに交付されますか。

農林振興課長

主なものとしたしまして、集落が目指す将来像とその実現に向けた活動計画の作成、農用地や農業用施設の維持管理や多面的機能の増進活動、担い手の育成や農作業の共同化や受委託などがございます。

明石委員

本市ではどの地区が対象になっておりますか。

農林振興課長

飯塚地区で5地区、蓮台寺、建花寺、明星寺北、明星寺南のAとB、それから穂波地区で2カ所、舍利蔵と本谷、庄内地区で1カ所、山倉。最後に筑穂地区でございますが、大野第1、内野向田、内野関谷大出、内野関谷宮の上、君ヶ畑、広畑、大野第2、桑曲、以上でございます。

明石委員

いま言われました非常に広い地域でこういう対象になっております。現状としては高齢化で農業を継いでいく担い手が少なくなっており、また耕作放棄地がふえていると思います。これに対してですね、対策は何か考えておられるんですか。

農林振興課長

耕作放棄地の対策につきましては、その原因の1つがいま申されました農家の高齢化、後継者不足ということでございます。農家の後継者不足につきましては、国のほうが新規就農支援策ということを打ち出されております。市といたしましては、一方で有害鳥獣の問題が大きな問題となっておりますので、これにつきましては従来からやっています捕獲に加えまして、現在、国のほうの補助を使いまして、防護さくの設置を進めているということで、耕作放棄地の防止を図っているところでございます。

明石委員

いま言われましたけど、本当に高齢化で農業従事者が減っています。そういう面では国の政策とあわせて株式会社とか共同化にすべきであろうと私は思っていますので、ぜひそういうものをですね、いろんな問題があると思いますけどですね、今後検討課題にさせていただければと思っております。終わります。

委員長

続けて、143ページ、有害鳥獣駆除対策事業費補助金について、明石委員に質疑を許します。

明石委員

143ページ、農林水産業費、農林振興費の有害鳥獣駆除対策事業補助金についてですけど、これは一般質問でもたびたび言われております。どういうふうにすれば、そういうものがなくなるのか。非常に難しい問題だと思っております。私はですね、この補助金を出すのが悪いとは言いませんけれど、先ほども言いましたその地域地域にですね、罾の補助金等を出して、共同で捕獲ができないのかなと思っております。これは先ほども言いましたように、一般質問なんかで質問をされていますし、市のほうとか県のほうも考えておられますので、これは簡単な質問でこれで終わります。

委員長

次に、152ページ、工業団地管理費について、永末委員に質疑を許します。

永末委員

152ページ、商工費の中の工業団地管理費について、お伺いします。資料のほうの差し替えがっているかと思うんですけども、まずちょっとこの資料の差し替えの説明からお願いします。

産学振興課長

資料と差し替えという形で大変ご迷惑をお掛けしております。工業団地管理費につきましては、現在、飯塚市内22の工業団地、そして1カ所でございますけれども、工場適地というものを有しております。通常、私ども産学振興課と支所の経済建設課におきまして、この管理を行っておるわけでございますけれども、差し替えの理由といたしましては、支所の経済建設課において費やしております経費を計上しておりませんでしたので、ここで改めて支所経済建設課で管理しておるものを含めて、提出を申し上げております。

経費の概要につきましては、工業団地の周辺緑地、法面等の草刈り等維持管理に費やすものがございます。また過去には、当時これは目尾工業団地でございますけれども、造成団地予定地の地質調査、あるいは造成設計委託などを行っておりました。また、地下埋設電力施設の撤去工事負担金、あるいは不法投棄を行われたものの除去、そして法面の災害復旧工事等も過去にございました。こういったものに費やしておるといような状況でございます。

永末委員

ご答弁の中で産学振興課のほうで管理している分と、各支所経済建設課のほうであるというふうな形でしたけれども、22の工業団地ですかね、全体で管理されているということで、それぞれの振興課のほうと各支所の経済建設課で管理されている団地の内訳はわかりますか。

産学振興課長

現在22の工業団地のうち、本庁産学振興課で所管をいたしておりますのが、11ございます。旧飯塚地区でございます。それから穂波支所におきましては、経済建設課が所掌いたしておりますけれども、2カ所でございます。それから筑穂が1カ所、庄内が2カ所、穎田が6カ所、都合22でございます。

永末委員

いま目尾と鯉田のほうに工業団地がありまして、企業誘致のほうで一所懸命されているかと思うんですけども、その団地についてはこちらには入らないということでしょうか。

産学振興課長

ここで工業団地の管理費につきましては、この一般会計のほうには目尾、そして鯉田といったところについては入っておりません。別途管理経費につきましては、特別会計のほうで予算を計上させていただいております。

永末委員

わかりました。私の質問したかった趣旨として、目尾と鯉田工業団地、いま企業誘致のほうを進めていますけれども、その分の管理費のほうが聞きたいというふうに思っていました。実際はこの中に含まれていないということでしたので、出されてるこの工業団地管理費はそれ以外の管理費ということでありましたので、資料としていただきまして、後学のための参考にさせていただきます。

委員長

次に、154ページ、地域活性化商品券発行事業補助金について、吉田委員の質疑を許します。

吉田委員

商工振興費、地域活性化商品券について、ご質問します。プレミアム商品券と言われる商品券については、24年度から飯塚市外の方も購入できるようになりましたが、市外の方がどの

程度を購入されたのかについて伺います。

商工観光課長

プレミアム商品券につきましては、平成21年度から国の経済対策の一環として始まった事業でございます。24年度分につきましては、平成25年2月28日までが換金の期限でございます。購入申込書が現在商品券を販売されました商工会議所や商工会のほうに保管中でございます。現時点で、まだ分析ができておりません。今後、市内外の購入状況等も含めまして、分析をおこなうこととしております。

吉田委員

おこなわれるということですね、はい。商品券は23年度、24年度も発売から2カ月弱で完売したと聞き及んでおります。これだけ人気のあるプレミアム商品券であるならば、わざわざ購入者を市外まで拡大する必要があると思えませんが、その点はいかがでしょうか。

商工観光課長

このプレミアム商品券発行事業につきましては、先ほど申しましたように平成21年度から事業をおこなって年々知名度もあがってきております。売り切れまでの期間は、約1カ月半から2カ月ぐらいで売り切れとなっております。ただ、事業開始当初から市内の事業所等に勤務しておられる方等が、夕方買い物を市内でされてかえるという場合がございます。ぜひとも、市外居住者にも販売してほしいという声当初からあったと聞き及んでおります。こういったことから、販売対象者を平成24年度から市外の方にも拡大したところでございます。

吉田委員

ぜひともと、ご希望が多かったということですね。わかりました。それでは商品券を使った大型店とそれ以外のお店での購入割合、前年度の比較等はされておりまして、ご報告ください。

商工観光課長

大型店の売り場面積が1,000平方メートル以上とそれ以外のお店での購入割合の比較でございますが、平成22年度が大型店で48.53%、それ以外で51.47%、平成23年度が大型店で52.03%、それ以外で47.97%となっております。

吉田委員

大型店の大型店の割合が非常に高くなっていると思われまして。200号線沿いについてはますます大型店が進出してきており、それ以外のお店ではますます苦戦していくのではないかと危惧いたします。この券の発行事業の手法について今後再考していただく必要があるのではないかと申し添えて、この質問については終わります。

委員長

同じく、地域活性化商品券発行事業補助金について江口委員の発言を許します。

江口委員

同じくでございますが、この商品券の発行について、私も多少なりの疑義を持っております。市内市外を問わず買えるようになったこと、それについてはいま話の中では市内の勤務者が帰るときに買い物をして帰るといってお話ございましたが、ある意味それは商品券がなくても同じような消費行動があったのかもしれないと思っています。あと、もうひとつはこれが本当に需要を喚起したのかどうかということだと思っておりますが、その点については何らかの検証作業を行われたのでしょうか。

商工観光課長

プレミアム商品券につきましては、今年度から市外居住者も購入できるようにいたしました。先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、市外の居住者の方の要望等もたくさんあったということでございます。経済効果につきましては、福岡県が作成いたしました福岡県地域間産業関連表によりますと経済波及効果の分析データでは飯塚市のプレミアム商品券の2億2千万円の総

合波及効果としましては4億700万円で、約1.8倍の経済効果があるというふうに試算されております。福岡県におきましても事業の積極的な推進を図っているところがございますので、本市も商工会議所、商工会、商店街連合会と連携しながらプレミアム商品券の発行事業について続けてまいりたいと考えているところがございます。

江口委員

今お話では県の調査では4億700万円というお話が出ました。これどういうふうな形でそれだけの経済効果が出ているというふうな形になっているのか、概略を教えてくださいませんか。

商工観光課長

先ほど申しました福岡県地域間産業関連表という入力データがございます。これに入力をしまして試算をするので、ちょっと、その詳しい算定がどういうふうになっているというのは、ちょっとわかりませんが、それをを用いて試算したところによりますと1.85倍という経済効果という数字が出てきておるということです。

江口委員

では、県はそう、入力をするそう出ると。担当課としても同じように経済波及効果があるとお考えですか。

商工観光課長

このプレミアム商品券発行事業につきましては、当初この地域間で消費を喚起するということで始められた事業であると認識しております。2億円分に10%のプレミアムをつけまして、2億2千万円、この分が間違いなく売れた分になりますけど、期間内に飯塚市内で必ず消費されるというものでございますので、その部分についての一定の効果、もちろん日用品、通常買っていたものを買う場合もあるかもしれませんが、外に行かず飯塚市内でそれは消費されるということで一定の効果はあるものと見込んでいます。

江口委員

それではですね、この効果について商店街連合会さん、ないし、商工会議所さん、ないし、個々の商店さんにお話をお伺いしたことはございますでしょうか。

商工観光課長

毎月定例会で商工会連合会の理事会等に市のほうも参加しております。その際、プレミアム商品券の内容についてもお話を伺っておりますし、先ほどの市外等の分につきましても、そういう意見等を含めまして改善等を加えてきたということがございます。

江口委員

意見をお伺いする中で、「このプレミアム商品券っていいよね、是非続けてほしいよね、これのおかげで私ども売上が上がったんだ」ってお話はあったんでしょうか。

江口委員

先ほども答弁しました中で、大店等で使われているというところが大きい部分もございますが、やはりこの商品券を発行することによりまして、市内商店街関係、大店以外もそれで消費が喚起されているという声は聞いております。中心商店街におきましても、このプレミアム商品券を発行する際に、同時にですね1,000円の商品券をプレゼントするといったような形で、このプレミアムの商品券の販促にも努めていただいているところがございます。

江口委員

本町のようにプラスで1,000円をつけてということに関しては、やはり自分たちは中にきちんと取り込みたいという気持のあらわれであり、それについては何ら否定するものではありません。ただですね、この消費行動が今まで通常であれば買うものを単に置きかえただけなんであれば、これは経済波及効果はありませんですね。いつも買うごみ袋をこのプレミアム商品券で買ったなら、単に安いごみ袋が出ただけであります。ある意味、プレミアム商品券を買った人が得しただけの事業です。もしそうであるならばですよ。で、そう考えるならば、これは

逆に買った人と買わない人の不公平感をもたらすものであるかもしれません。一人5冊という上限であったかと思いますが、現実に家族で20冊買ったという御家族を知っております。その方々は、確かに2万円も得をしたかもしれません。だけどその使い方が、同じいつも買うものを買ったのであれば、飯塚市内の商店さんにとっては何もプラスになるわけではございません。単にそこに県のお金、市のお金、そして商店街のお金が移転しただけであります。そうすると、一度、この事業は整理しなくてはならない時期が来ているのかと思います。やっていただきたいのは、これを売る時にこれをどうやって使いますかという調査、そしてまた、買っていただいた商店さんのほうにこれどういう品物を買われました、これはプレミアム商品券があったから買われたものですかどうですか。そういったことを調べないと、やはり皆様方の税金を使ってやる事業であります。そして商店さんにも一定程度の負担をかけて、御自分たちも負担を強いられる部分でございます。そういった分も合わせてやるべきだと思っておりますが、その点についてはどのようにお考えですか。

商工観光課長

先ほども市外、市内の分析等を含めましてですね、プレミアム商品券の用途の状況について調査する必要があるかと考えております。今、質問委員が言われました内容すべてをできるかというとなかなか非常に難しい点もあろうかと思いますが、今22年度、23年度も含めましてですね、これが先ほど言いました大店で使われたのか、それ以外なのか、それ以外の部分についてはどういう業種で使われているのか、そういうものについては一応分析をさせていただいております。また、地区別の状況等も含めまして、データ等については分析をさせていただいているところでございます。それも含めまして、今後プレミアム商品券あり方について、どういう対応策をしたほうがいいのかということを含めて、商工会議所、商工会及び商店街連合会等も含めまして検討してまいりたいと思います。

江口委員

是非検討をお願いします。25年度については飯塚市負担5%、福岡県負担3%、実施主体が2%ですよね。これが本当に商店にとっていいものがあるならば、その負担の多くは商店が負うべきものでございます。それに対して県のお金と市のお金が少し、ほんの少し加わる形でもいいかも知れません、ぜひそういうことを、実際はこの事業が本当に効果があるのかどうかを、わかるような調査をもうしないと続けるべきではないということをし添えて質問を終わります。

委員長

同じく、154ページ、産業まつり助成金について明石委員の質疑を許します。

明石委員

154ページ、商工費、商工振興費産業まつり助成金についてお伺いいたします。これは合併前から今日まで旧筑穂、庄内、穎田、それぞれ産業まつりが開催されておりますが、毎年多くのお客さんが見えられ大変盛り上がっております。しかしながら、この助成金については各地区でそれぞれ金額にも差があり、どのような経緯でそのようになったか、昨日もこれとはまた違ったところで、まちづくり助成金についてもそれぞれ違うんではないかというお尋ねがありました。これに対してお伺いいたします。

商工観光課長

質問委員が言われますように、旧筑穂、庄内、穎田の産業まつりにつきましては、オータムフェスタと銘を打ちまして11月上旬に開催されております。大勢のお客様ににぎわっておられます。各地区で助成金に差があるとのことですが、1つには開催日数が従前より筑穂地区のほうが1日、庄内及び穎田地区はそれぞれ2日間の開催ということで助成金に差が出てくる部分もございます。また、2日間開催地区であります庄内、穎田においても助成金の差がありますが、これは産業まつりが合併前から開催されておりました関係で合併後も、それぞ

れの地区で助成金が支出されてきた経緯もございますので、それを基準として現在算出して今日に至っているという経緯でございます。

明石委員

この産業まつりはですね、合併後旧町においては残された大きなイベントであります。今後大事に守っていかなければいけないと私は思っております。しかしながら、助成金については今答弁のように合併前の助成金が基準になっているということですが、もう合併後既にですね、7年が経過しようとしております。今後、一度に同一金額にするということはいかないと思いますが、ある一定の基準を設けて助成をしていくことを検討していただく必要があると考えております。それからもう1つですけど、この日程ですけど、各旧町で行われている関係上、どうしても同じ日時、月になることが懸念されます。せっかくそれぞれにまつりをしていますもので、飯塚市を中心とするなら各旧町にも頼田の人が来るとか、庄内の人が来るとか、そういう日程の調整もあわせてしていただきたいなということを希望して、この項目は質問は終わります。

委員長

次に、同じく154ページ、企業誘致推進費について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

154ページの企業誘致推進費ですが、21年から結構ですが、企業誘致推進費の推移を教えてください。

企業誘致推進室主幹

平成21年から今回計上の25年度までの5カ年で申し上げさせていただきます。平成21年度1213万3千円、22年度1199万5千円、23年度436万5千円、24年度408万4千円、そして、今回計上させていただいております25年度が591万9千円でございます。21年度、22年度は名古屋事務所がございましたので、その誘致アドバイザーの経費、あるいは企業誘致セミナーの経費を含んでおります関係で、若干大きな金額となっております。加えまして、今年度に25年度は現在想定できる範囲内のメガソーラー事業者への補助金を計上いたしておりますので、若干増えているといった状況でございます。全体といたしましては、中身といたしましては、ほぼ横ばいといった状況でございます。

宮嶋委員

400万円から500万円ぐらいですかね。5、600万円ぐらいで大体推移していて、21年、22年度は名古屋事務所をつくった関係で、ちょっと倍ぐらいの金額になっております。この間、鯉田工業団地に1社だけ入ってきたということですが、去年の企業誘致の交渉というか、どのくらいの企業の問い合わせがあったり、もろもろされたのか、その辺の数字を教えてください。

企業誘致推進室主幹

今年度2月末まで私どもの課で交渉しました延べ数で回答させていただきたいと思いますが、企業にお伺いした数、あるいは関係の団体、あるいは市役所にお見えになった企業、団体等々を含めまして、延べ200を超えている状況でございます。

宮嶋委員

どこかアバウトですけど、先ほど言われましたように5年間で200人を超えているということですが、その中で1つ、1社が成立したということですよね。後、ある程度のところまでいって、断念された企業が幾つかあると思うんですが、その断念された理由、教えてください。

企業誘致推進室主幹

先ほど申しました数は、今年度、24年度の数でございます。断念というか、平成20年の秋にリーマンショックになりまして、それ以降は企業の新規設備投資、いわゆる新しい工場の建設に関しましては、非常に躊躇されるという状況が続いておりましたので、そういった意味

では断念というよりも、そういった企業の拡大自体を足踏みなさせる企業が相次いでいるといった状況というふうに御理解をいただきたいと思います。

宮嶋委員

いいところまで来たというような話があったような気がしたんですけど、なかったんですね。

企業誘致推進室主幹

たぶん、おっしゃっているのは、幾つかの候補地の中に選定をされて、最終的には別の用地にというふうなことをおっしゃっているかと思いますが、これまで議会でもいろいろと御報告を申し上げております中で申しますと、例えば、やっぱり最終的にはインターチェンジに近いところに立地をしたいといったところで、本市への進出を見送られたといった企業もございました。といったところでございます。

委員長

次に、155ページ、海外産業等交流事業費について、道祖委員の質疑を許します。

道祖委員

それでは、じっくりお尋ねしていきたいと思います。155ページの産学官連携推進の関係なんですけれども、商工費155ページ、予算書を見ていると産学官連携推進費という説明があるんですけれども、予算の説明書の中に海外産業等交流事業費、アメリカ合衆国カリフォルニア州のフォガティ研究所との交流というのがあるわけなんですけれども、これは説明資料のやつが、どこに書かれているのかですね、この金額が出てこないからどういうふうになっておるのか、お尋ねいたします。

産学振興課長

予算書155ページを参照いただければと思います。産学官連携推進費とございまして、このうちの普通旅費103万円と計上させていただいておりますが、この内の73万7千円、加えて156ページの筆耕翻訳料10万円。都合、83万7千円を計上させていただいております。

道祖委員

ちょっと、そしたらですね、ここに書いているアメリカ合衆国カリフォルニア州のフォガティ研究所との交流というのはどういう内容なのか、お尋ねいたします。

産学振興課長

現在、私も医工学連携の取り組みを推進しておりますけれども、状況を申し上げますと日本の医療機器市場の5割を現在輸入品が占めるといった中、輸入元の約6割、これは金額ベースでございますけど、これがアメリカ合衆国となっております。特にシリコンバレー地域におきましては、IT系ベンチャー企業が集積いたしておりますけど、現在はIT技術を活用した医療系ビジネスといったものへの移行が活発化いたしております、シリコンバレー育成の土壌がIT企業の医療産業への参入において有効に働いていると言われております。

こうした中、昨年4月に動脈瘤治療に技術革新をもたらした、バルーンカテーテルというものの開発者として大変著名なトマスフォガティ医師一行が米国カリフォルニア州からお見えになり、市長とも面談のうえ医工学連携の協定締結先でございます飯塚病院、九工大の関係者も合わせたところで米国シリコンバレー地域における共同研究開発の状況や仕組みについて、また本市で行っております取り組み状況なども意見交換を行うなどして、今後の協力の可能性について非常に貴重な示唆を得る機会となりました。特に本市では、医工学連携の取り組みを推進し、医療産業としてのビジネスを展開していくためには、大学、それからIT企業系の研究開発技術の集積を医療分野へ適用すると、あるいはIT系企業の技術力や臨床現場となりうる病院の集積が求心力となって産業の進展を図るといった検討が早急に必要になってまいりました。

そのため昨年9月に飯塚病院の関係者や九州工業大学の研究者などが、シリコンバレーの近隣に位置するフォガティ先生がいらっしゃるフォガティ研究所や臨床の現場となるエルカミノ病院、これもフォガティ先生がお勤めでございますが、エルカミノ病院。そしてスタンフォード大学等の関係機関を訪問され、産学連携による医療機器の研究開発における現状、あるいは共同研究から企業につながる仕組みについて実情を把握してこられ、本市も報告を受けたところでございます。関係者協議の結果、今後は連携協定の可能性やそのモデルを飯塚で展開する方策について検討する必要があるという結論に達した中で、再度医工学連携協定にかかる関係者で訪問、面談のうえ今後交流を深めるところになったものでございます。本市も医工学連携協定、3者の一端を担うことから派遣対応を予定させていただいたところでございます。

道祖委員

それで、結局これ、その説明書では83万7千円ですか、計上されておるわけですけど、これは何名、どなたを対象として何名行く予定なんですか。

産学振興課長

医工学連携協定締結の当事者といたしまして、本市が推し進める産学連携施策の分につきましては、市長そして職員1名、都合2名ということで予算計上いたしておるところでございます。

道祖委員

私はこれを見てですね、説明聞いたらなるほどと、確かに産学官で取り組まれて、確かのがみで何かあったなというのは記憶しておりますけど、残念なことに私は参加していませんでしたので、中身については詳細に承知していません。ただ、今お聞きしてて、予算書を見てて、何でこういうことをきちんと表記しないだろうかと。説明書には書いているけれども、その産学官連携推進費の中でそういうふうにはっきりと視察するというような項目を起こしとけば、なんらこんな質問をしないわけなんですよ。違う角度から質問するんですけどね。というのは、あなたスタンフォード大学に行くと、例えば、何でかと言ったら病院があって研究所があって、大学と協力してそういうふうにはやっていますから飯塚も同じような形だと。だから、これは参考になるから行きましょうと。それはそれでいいんですよ。

旧飯塚のとき、私もね、一所懸命九工大と産業が結びつくような形でシリコンバレーに行ってますね、スタンフォード大学のCSLIのランチというか、出店というか、いうのをつくって飯塚市を売り込もうと思って一所懸命やった記憶があります。その結果として、トライバレーという構想につながって、今日がある。その延長線から考えたらね、堂々とこういうやつやっていますという予算を組めばいいじゃないですか。予算もね、はっきり言って83万7千円とかいってね、市長が行って職員はだれがいくか分からないけどね、若手の職員2、3人連れていくぐらいの予算を組んでですよ、将来の構想も立てさせるぐらいのものをつくらないと、何かこそそこそこそそ行っているみたいな形で、堂々と新聞発表して、今度はこういうことをやっているんだけど、市長も行きます、職員も若手を連れて行って、こういう展開しますとか、夢のある予算組みをしたほうがいいんじゃないですか。ねえ。ほかのところでは回せるんだったら、市長、市長と職員一人とか言わないで、何人か連れて、そしてちゃんとその結果報告をすれば、市民は納得するんですから。思い切ってやってくださいよ、いいことはやりましょうよ、夢のあることはやりましょう。と私は言いたいんですけど、市長はどう思いますか。

市長

前回のときのスタンフォードも私も行きました。2度ほどサンフランシスコのほうに行って、アルキメデスプロジェクトという医療器具を脊損センターと一緒に開発して、そういう産業を興そうという、その辺では病院のほうはなかなか動きがなかったわけですけども、今回は飯塚病院を含め、それこそフォガティ先生という、そのカテゴリーを開発された先生が、非常に署名の方がおられて、1つの産業として先ほど言うように60%近くを米国のほうの医療器具



の開発、また金額ベースでやってるということを考えたときに、この飯塚の地にそういう医療器具の産業がどこかこないだろうか、またそういうことを九州工業大学と飯塚病院で開発した流れの中で、やっていかないだろうかということで、おもしろ事業だから、これは一緒に話をしましょうと、聞きましょうということで、私が行く行かないは別としてですね、この交流というたぶん言葉の中に入れてある旅費が入っているんじゃないかと思えますけれども、その交流費がいくらあったらいいのか、行く人間をとという問題もありますけれども、この金額よりも先ほど質問者が言われるように、本当に腰を据えてやるんだったら、もっと職員を教育して、職員も現地を見てというな形で、前回のときはうちの職員などは5回ほど、スタンフォードにいったものがありますけれども、そういうことも考えながら今後進めていきたいと思えますので、金額等についてですね、別としてやらなきゃいけないという意識はしっかり持っていますので、その辺で頑張りたいと思えます。

道祖委員

せっかくな、トライバレー構想をやってきていたやつがここにきて、また実業に結びついていっているんじゃないかと、非常に私は喜ばしいなと思っているんです。ですから、こういう機会こそ市長、予備費でも何でも使って、やっぱりやるべきですよ。そして、飯塚市を売らなくちゃ。そういうことをやっていただくようにですね。横で副市長、ちゃんと聞いていますか。ちゃんとこういうことは副市長も応援してやってくださいよ、お願いします。

委員長

次に、160ページ、飯塚観光協会補助金について、江口委員の質疑を許します。

江口委員

160ページ、商工費の観光費、飯塚観光協会補助金についてでございます。まず、予算資料のほうにいくつか載っているわけですが、この中で資料の20ページ、観光案内人事務局運営事業として、今回は110万円の予算がついております。また、併せて観光企画事業として、205万円の予算がついております。この2つについて、まずご案内ください。

商工観光課長

まず、筑豊飯塚観光案内人におきましては、平成19年4月の設立以来、おもてなしの心で旧伊藤伝右衛門邸をはじめ、まちなかや観光施設等の観光案内ガイドを行っていただいております。観光案内人につきまして、25年度より事務局を飯塚観光協会が行いまして、運営を図っていくということにしております。その必要経費としまして、まず交通費程度の実費補償ということで、78万5千円、研修費として19万円、消耗品、通信運搬費として10万8540円、合計の110万円という形で予算を計上させていただいているところでございます。

それともう1つの観光企画事業につきましては、各種お祭り等に対する補助金でございます。筑前の国飯塚街道まつり、大人山笠、子ども山笠、飯塚納涼花火大会、筑前いづか雛のまつり、すいません。観光企画事業ですね、すいません。申し訳ございません。観光企画事業としましては、内容としましてはモニターツアーの事業、それと広報広告事業、それとPR活動、各種団体との連携事業、それと企画交渉事業、それと営業活動事業ということで企画運営にかかります、観光の企画にかかります必要経費等を計上させていただいているものでございます。

江口委員

まず、観光案内人についてでございます。観光案内人の方々は19年4月に結成以来というお話ございました。当初は本当にサポートがなく、本当に厳しい環境中で多くのお客様を受け入れていただきました。やはりそこら辺に毎日、毎日日常的に発生するものなので、年に一回のボランティアではないので、きちんとね、支援をすべきだという形でお話をして30万円の細々とした補助をつけていただきました。ただし、この30万円の補助については、残念なが

ら研修のみだというお話で、そしてその研修についても、十分な支援がないまま現状にきておりました。お話を聞くとこの30万円を何をしたと聞くと、ティッシュをつくったんだという年があったかと思えます。今度110万円というふうな形になって、事務局というふうな形になるんですが、そこら辺の経緯をもう少し詳しくお聞かせいただけますか。

商工観光課長

4月に旧伊藤邸の一般公開がございました。非常にたくさんのお客さんが来られているということで、その対応ということで観光案内人の会を早急につくったということでございます。19年に会を創立しまして、運営をしてみたいんですけども、なかなか会の運営上いろいろ各案内人の方々の中で、意見の調整ができなかったという部分がございました。そういった中で、平成22年に運営委員会ということで、市と観光協会と会議所によりまして、運営委員会をつくりまして、今後どうこの観光案内人の活用を図っていくかということで協議を進めてまいりました。その中で、今回25年4月からはきちんと観光協会が事務局として観光案内人の方々の運営を図っていくことにしまして、それとあわせて、これまで無報酬でやってきたものにつきまして、半日500円、それと1日1,000円ということできちんと実費補償等についてもやりましょうということで、今回予算計上させていただいたということでございます。

江口委員

半日500円、1日1,000円、少しではありますが前進だと思っています。ただ気を付けていただきたいのは、このことによって観光案内人の方々が、単に下請にならないようにしていただきたいってことなんです。観光案内人の方々はやはり自発的な気持ちで、飯塚の観光に何とかお手伝いできたという形で出てこられます。それが、お金を払っているんだからちゃんと働けというような形になると全く思いがずれる形になります。それは十分気を付けていただきたい。その中で気になるのが、今の事務局というお話がございました。市と観光協会と会議所という話がありましたが、このお話の中には、実際の案内人の方々が入っておりません。現場の方々については、この後どうなりますか。

商工観光課長

この現場の観光案内人の方々につきましては、今度グループ編成と申しまして、グループ長等も決めるような形で、観光案内人の方々とのもちろん意見交換もやる。その中で質の向上もお互いに図っていく。そういう形でこの観光案内人の運営を図っていくという形になります。研修、意見交換、そういうものも含め、今回実費補償ということにしておりますので、そこら辺の事務の取り扱い、そういうものを一応観光協会がやるという形になっております。

江口委員

ぜひですね、その研修についてきちんとやっていただきたいと思うわけです。今まで案内人の方々はそれぞれ30万円については、皆さま方で研修をしてよと、それで後進を育てよとというお話でしたが、現実には皆さま方は、お迎えをしていただく、そちらのほうに手いっぱい、そしてそこまでなんかとてもできないよという話で、最初のスタートのときは資料館のほうできちんと講座があって、それを終了した方々になっていただきましたよね。ぜひ、今後についてもきちんと歴史資料館、そして観光協会、そして市の商工観光課、そして研修の部分ですね、かなりの部分はそちらの方が担う。10コマもあったらそのうちの2コマぐらいは現場に出て、案内人の方々に実際のところを教えていただく。そういった形が望ましいと思うんですが、その点についてはどうですか。

商工観光課長

質問委員の言われますとおり、そうした形での研修等も含め、案内人さんの意見等も、今度説明会等も開くようにしておりますので、そうしたものを参考としながら、計画を組み立ててまいりたいと考えております。

江口委員

案内人についても1点ございます。旧伊藤伝右衛門邸ですね、こちらは市が直接管理しているわけですが、ここを私は1つは指定管理するというのはできる部分だと思っているんです。それを受けるのが観光協会なり観光案内人なりの方々を受ける、そしてそのの方々である意味仕事としてシェアをする。そうすると、うまく回る分があるのではないかと思っている。というのは、あの伊藤伝右衛門邸の中にいくつかの方々が入っているわけですね。直接雇用の方々、そしてまた教育文化振興事業団から派遣されている方、そしてまた案内人の方々、お金ももらっている、お金ももらっていない。やっぱりそういった中で、差も出てくると思いますので、それをあわせて、観光を本当に飯塚市の主要施策のうちの1つとするのであれば、そしてその大きな柱として伝右衛門邸を考えるのであれば、それを指定管理として、ある意味そこでビジネス回る、そしてまたそこに参加されている方々が、不公平感がない形にしていきたいと思っております。この点については検討をお願いしておきます。観光企画事業でいくつかお話がございました。企画、営業等ございましたが、となるとここをきちんと回していただく方が大変重要であります。やっと公募になって、確か1年でしたか。新しい事務局長は決まって1年経つぐらいだと思います。現況において、観光の入り込み客等々、そういったところにおいてはどのような変化があらわれているのか、お聞かせいただけますか。

商工観光課長

昨年、新しい観光協会の事務局長がお見えになりまして、元旅行会社の出身ということもございまして、いろいろな観光誘客、そういうものについては、専門的にがんばっていただいているところでございます。特に旅行会社、バス会社、そういうところとのつき合い等もございまして、そういうところ等含めたバスツアーの企画、呼びかけ、また現在400年事業、昨年いろいろやってまいりましたけれども、そういうものも含めまして、いろんな団体との連携協力もやりながら、広報PRをともに観光ポータルサイト等もつくりまして、取材等もやりまして、積極的に各事業等にも参加していただいているところでございます。

今年の入り込み客のデータにつきましては、まだ現在途中でございますので、集計等もやっているところでございますが、昨年、例えば旧伊藤伝右衛門邸等につきましては、平成22年度が66,840人、平成23年度が79,545人、平成24年度につきましては、これは3月が終わっておりませんので、見込みでございまして約70,000人というところで見込んでおるところでございます。これにつきましては、若干伊藤邸につきましては数減っておりますけれども、そういう誘客とバスの呼び込み、そういうものも含めまして一緒に企画等を立てながら、働きかけをさせていただいているところでございます。

江口委員

頑張っていただくのはもちろんなんですが、やはり、特に観光とかになると、厳しい数字の世界でございまして。400周年についてはどのような状況だったのか。その集客なり、売り上げなりということに関してはどうでしょうか。

商工観光課長

昨年、400年事業にしましては、関連事業としまして75の事業を実施してまいりました。全体の数字等は把握は個別にはしておりませんが、質問議員もご存じだと思いますけれども、たくさんの事業の中で多くの来客なり、にぎわいが創出されたものと考えております。

江口委員

400年にいっぺんの事業をしたわけですが、ぜひその数値については予算委員会でございますので、つかんでいただいております。頑張っているというお話なんですが、1年経ちました。事務局長に対する評価はいかがでしょう。

商工観光課長

事務局長に対する評価ということでございます。昨年、就任以来私も4月に商工観光課に参

りまして、一緒にいろんな事業に参加させていただいております。ほとんど休みもなく、まちを駆け回りながら汗を流しておられる姿を拝見しております。私も一緒に観光協会、私どもの職員も含めまして連携を図りながら、今後ともやっていきたいと考えております。今後とも精力的に観光協会を引っ張っていただける人材と考えております。

江口委員

抽象的な話になるかもしれませんが、事務局長と市の商工観光課でお話しをする中で、飯塚市の観光、こういった分野について、ないし、こんな方向についてというのがございましたら、ご案内いただけますか。

商工観光課長

先ほども少しモニターツアーの事業とか、広報、広告活動とか、PR活動、各種団体との連携等についてふれさせていただきました。特に、招聘ツアー、国内インバウンド、そういう事業についても今後は新たな誘客事業としてやってまいりたいと思っておりますし、昨年、先ほど言いました400年記念事業の中で、いろんな各種団体が新たな事業、例えばバルウォークとか、マルシェとか、いろんな事業、団体等ができ上がってきております。そういうところも含めまして、今後さらなる連携、それと筑豊地域を中心としました広域の連携、そういうものも含めまして、筑豊地域全体の知名度なり、魅力が上がるような事業を進めてまいれたら考えております。

江口委員

ではその中で、飯塚市にある観光資産をどのようにうまく使うかということが、大きな課題になるかと思えます。伊藤伝右衛門邸、炭鉱の時代の、ある意味良き遺産でございますが、あともう一つ、実際の炭鉱、それこそ皆様がお話しになる、スイーツ、この前のNHKのドラマでも使われましたが、この大門について、私は再度きちんと評価をし直して、ここを生かすことを考えるべきだと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

商工観光課長

質問議員が言われますとおり、飯塚市におけます観光資源等につきましては、新たなものも含めまして、いろいろ発掘し、今回ルートテーマ探索事業にもあげておりますとおり、そういうところを取材して、ルート設定等もやっていきたいと考えております。先ほど言われました伊藤邸は飯塚市の観光拠点の大きな拠点の一つでございます。また、そこの繋がり等も含めまして、大門坑のことがありましたけども、これはまた文化財保護課のほうとも連携を図りながら検討していく必要があるかと思えますが、例えば先ほど言いましたスイーツの撮影場所としても使われたところがございますので、そういう活動の仕方はあるのかなというふうには考えておりますが、全体の整備等について、どうのこうのというのは私だけでちょっと判断できませんので、今後、市の内部で協議しながら検討してまいりたいと考えております。

江口委員

実際に見たんですが、韓国語のガイドブックの中にも、この大門坑も含めて紹介いただいている部分があったりします。そしてまた、つい近ごろにおいても関西のほうから大門坑を含めて見学に来られた方々がおられると聞いております。他方で、実際に期間を経ているものから、このままずっとほったらかしにしておいて、それこそ損壊することもあるでしょうし、ある意味所有者の方々が市のほうで使わないんだったら、もうさっさと別なことをしようやというようなことを考えられるんだと思えます。ぜひですね、早期に検討していただきたいとお願いをしたいと思います。あとすいません、観光の中で農業に関する部分ですね、その点に関しては観光協会としてどのように考えておられるのか、それについて考えをお聞かせ願えますか。

商工観光課長

農業と申しますか、農産物、特産品、そういったものについては、例えば内野のたまご等が

ございます。これにつきましては羽田空港とか、東京ソラマチ、そういうところでも有名になりつつあるものでございます。そういうものも含めまして、特産品等も観光事業のいろいろな場面でそういうものも最大限活用してまいりたいと考えております。

江口委員

やっぱり観光に食はつきものでございます。きのうのお話の中にもありましたように、筑穂では本当に食の部分で大きく進んでいる部分がございます。そういったものを合わせて、しっかりとやっていただくようお願いをしておきます。

委員長

次に、161ページ、サンビレッジ茜浴室増築工事調査設計委託料について、明石委員の質疑を許します。

明石委員

みなさん、疲れた顔をしております、私たちも疲れております。161ページ、商工費、観光費、サンビレッジ茜浴室増築工事調査設計委託料について質問をいたします。実は私はこのサンビレッジがオープンしたときに2年間食堂を経営しました。それで思いがすごくあります。以前から、お風呂の大きなものをつくったらどうかというのを、町のときも提案しましたが、聞き入れられなくてももう十何年たちまして、今回、サンビレッジの浴室について早急に整備すべきだと思っていますので、今回予算計上される浴室増築事業の内容について説明をお願いいたします。

商工観光課長

サンビレッジ茜につきましては、現在施設全体の整備方針につきまして指定管理者と協議、検討を行っているところでありますが、その中でも浴室の整備は利用者サービスの向上のために早急に行う必要があるということで、平成25年度に浴室の増改築にかかる調査設計、内容としましては、建築設計及び地質調査を過疎債を活用しまして行うものでございます。それとあわせて、施設全体の整備方針につきましても方向性を決定する中で、平成26年度以降、過疎債等を活用しながら浴室をはじめ、必要な施設整備について順次図ってまいりたいという方向で検討してまいりたいと考えております。

明石委員

ぜひですね、お風呂だけでなく、設備もスキー場がございます。スキー場だけでなく、これができるかどうかわかりませんが、ジェットコースターみたいなものをつくれれば、それとお風呂、見晴らしの良い、子どもから高齢者の方が利用できるようなお風呂をつくれればですね、サンビレッジにもお客さんが入るし、また観光事業の一環ともなるのではないかと考えておりますので、ぜひ過疎債を使った、ほんとに大規模な改築をお願いして、私の質問を終わります。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

宮嶋委員

158ページのその他の商工業振興費、さっきのところでも聞こうと思いましたが、ちょっと違うのかなと思ひまして、工業用地造成事業特別会計繰出金ですけれども1億4763万6000円、これは鯉田工業団地の借金返しに使われる分を特別会計に繰り入れるんだと思いますが、これが大体いつまで続くのか。お金が入ってこないことには借金返しが、土地代が入ってこないことには借金返しのためにずっと一般会計から繰り込んでいかなければいけないと思うんですが、入ってこないとしていつまでぐらい続くのか、お願いします。

産学振興課長

ご指摘の市債償還金の元金及び利子の支払いにつきましては、最終的に平成40年度まで続くということになります。

宮嶋委員

金額は少しずつ減ってくるんだと思いますが、40年まで支払いが続くと。タイセイプラスという会社が入って操業が始まったそうですけれども、この土地代はいつ入ってくるんですか。

企業誘致推進室主幹

タイセイプラスにつきましては、鯉田工業団地第2区画の約半分を用地として進出をいただいております。議案でもご説明を申し上げておりましたが、昨年、使用貸借特約付分譲制度という制度を導入しておりますので、10年後に一括してお支払いをいただくというところで計画をしておるところでございます。

宮嶋委員

10年後にいくら入ってくるんですか。

委員長

予算審査に関係ありますか。

企業誘致推進室主幹

差し当たって10%の保証金を今お預かりしている状況でございますが、分譲価格につきましてはトータルいたしまして約9700万円でございます。

宮嶋委員

わかりました。これが入ってくれば、平成40年よりもっと前に終わるということでもいいですかね。

産学振興課長

起債の償還につきましては、その情勢を見て繰り上げ償還とかいうことを想定されて、ご質問もあっておるとは思いますけれども、そのときの状況で判断をするという形になるかと思いません。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

道祖委員

資料説明の中に筑豊ハイツの整備事業費が載っているんです。これは以前から言われていたお風呂場のところとか、そういうところの改修だと思うんですけど、それはやっていただいて結構なんです。ぜひよろしくお願いします。ということとですね、今度はテニスコートを整備していますよね。それとともに、私、結構あそこの筑豊緑地に行って、散歩とかよくやっているんですけども、結構土日とか休日は、利用者の方が多い。筑豊ハイツのご利用も結構出てきているじゃないかなといつも思っているんですけど、今後筑豊ハイツはどういうふうにしていく考えなのかですね、その点を再確認しておきたいと思ひまして。

商工観光課長

筑豊ハイツにつきましては、公の施設のあり方でもいま検討しているところでございますが、方針としましては現指定管理者に移譲をするか、または民間への移譲、売却等を検討するというようになっております。現在の進捗状況としましては、指定管理者と打ち合わせを行っているところでございますが、施設の老朽化の関係がございます。施設を耐震改修するのか、建て替えるのか、そういう形でやらないと現指定管理者が今の現状のまま移譲ということは非常に厳しい状況になっております。

以前、一般質問でもちょっとお答えさせていただいたと思いますが、民間の活用については、まだ、これまできちんとした調査ができておりません。また、そのニーズ等も具体的な把握ができておりません。現在、そういう事業をやるような民間の事業者がいないのか、そういうところをいまちょっと検討しているところでございます。できれば、そういうところに緑地も含めた有効活用ができないかと。質問者が言われますとおり、あそこには年間で50万

人近い人が活用されております。そういう方々にやはり楽しんでいただけるような、またあそこをスポーツ施設、宿泊施設とあわせて全体としてですね、活用していただけると、またイベント等で活用していただけると、そういうふうな地区、区域になればいいなというふうに考えておりますので、そこら辺も含めてちょっと検討をさせていただきたいと思っております。

道祖委員

そうなんですよ。施設は1年ごとに古くなってきますから、早くですね、方針決めないとね。民間にお任せするなら早い段階でお譲りすると。今回修理をしますけれど、これでその集客が向上するかというと、また施設としてはちょっと中途半端な部分もあるからですね。やるならやる。やらんならやらん。はっきり方針決めてからやっていかないとですね。つぎ込むんだったら徹底的に金つぎ込んでですね、客を集める。こういう考えでやる。やらないんなら早く、やっぱりあなたが言ったように誰かお任せする方を探して、これ以上出資をしないというような形にしていくべきだと思っておりますので、早急な検討をお願いいたしまして、終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

ほかに質疑はないようですから、第6款 農林水産業費及び第7款 商工費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:03

再 開 16:11

委員会を再開いたします。

次に、第8款 土木費及び第9款 消防費、161ページから190ページまでの質疑を許します。はじめに質疑通告されております164ページ、住宅リフォーム補助金について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

164ページ、住宅リフォーム補助金のことですが、毎年、早々と予算がなくなってということで、24年度も無事に終了したということですがけれども、24年度の実績がどういうふうになっているのか、教えてください。

建築住宅課長

これは25年の2月末現在の結果でございますが、申請件数が249件、工事金額といたしましては2億7874万6313円となっております。工事の内訳といたしましては、バリアフリー工事が30件、省エネ工事が34件、耐震工事が0件でございます。耐久性工事が185件という内訳でございます。4月に受付を開始いたしまして12月で終了いたしております。

宮嶋委員

資料が出ているので、資料をちゃんと見なさいというふうに言われておりますが、2000万円の予算で2億7800万円ということですから、14倍の効果があったということで、この仕事ですね、いろんな工事が行われているようですけれども、これで地元の皆さんの反応とか、業者の皆さんとか、個人の皆さんですね、担当課としてはどういうふうな受け止めをされておりますか。

建築住宅課長

今回のこの制度によりまして、2億8000万円弱というような工事が地元の中小零細企業、また個人事業の皆さんでできたということは、本制度の目的でもございます地域経済の活性化はもとより、今後も住環境を整備することによりまして、現に飯塚市に居住してある方の転出抑制等にも繋がるのではないかと。それから業者さんにおきまして、この制度をまだ続けて

ほしいと、大変喜ばれておりますし、住民の方からもこういう制度があって良かったということが、確認いたしましたら、言われております。

宮嶋委員

2月現在ということで先ほど報告があって、12月に終了と、もうほとんど残っておりませんので終了ということなんだろうと思うんですが、その後まだ予算の枠があれば工事をしたいがというような問い合わせはなかったんでしょうか。

建築住宅課長

数件の問い合わせはっております。

宮嶋委員

2000万円でも足りないくらい要望はあっているということだと思います。単費でということで、なかなか難しいということでしたけれども、25年も継続してやっていただけるというふうになって、大変喜んでおりますけれども、今後も引き続きこの制度を継続していかれるお考えなのかどうかをお尋ねしたいと思います。

建築住宅課長

平成24年度につきましては、単費の補助ということでかなり厳しい財政状況の中で追加措置をして実施しておりますが、今後は限られた予算ということになると思われますので、継続について現状では考えておりません。

宮嶋委員

他の補助金と違って渡せば終わりということではなくて、この補助金は仕事をつくって、雇用をつくって、そういう意味では仕事をされた方、品物を納められた方、税金として、まあどのくらいの税金が返ってくるのかわかりませんが、その方が潤えば税金として市に戻ってくるわけですね。そういう意味では、これだけの1.4倍からの効果があるわけですから、財政状況が厳しい、飯塚市の情勢も厳しいでしょうけど、市民の皆さんも大変厳しい状況にあります。やはり何に使うかですけれども、そうこう言っても少しは蓄えておかないといけないということで、お金を持ってある方もいらっしゃる。それを回すということも大事だと思うんですね。だから修理したいけどお金がないから我慢しとこうかなという人が、思い切れる弾みにもなるという補助金ですから、財政が厳しいから補助金はですねと言われるけど、もっと無駄な補助金はいっぱいあると思うので、ぜひこの本当に皆さんに喜ばれている制度ですし、経済効果もしっかりありますので、ぜひ続けていただきたいと思いますが、市長、答弁お願いします。

都市建設部長

いま課長が答弁しまして、現在のところは考えておりません。委員言われます気持ちというのは十分把握はしておりますのでございます。我々としてもいろんな意味で行いたいということもありますけど、そういうところで財政等の問題がありますので、今後はよく協議していきたいというふうに考えております。

宮嶋委員

考えていないということはその気がないということなんです。でしょう。だから、するかしないかまだ未定ですということで答弁していただきたいんですが、いかがですか。

都市建設部長

現在のところは考えておりません。

副市長

元々これは3カ年ということで区切ってスタートをした事業でございますので、その辺は担当のほうでそういう認識があるので、そういうことで考えてないということですが、これから耐震とか高齢化が進んでバリアフリーとかもいろいろあるでしょう。この推移についてはですね、また新年度に向けては秋口にいろんなことを考えますので、この推移を見ながら検討



することもあるのではなかろうかというふうに思っております。今年ちょうど25年度で3年目になりますので、担当としては無理だというふうな、私としては担当としてそういう認識を持ってもらっているのはありがたいけども、こういう効果、いま質問委員が言われるようないろんな意味での波及効果から、大変喜ばれている制度のひとつであろうというのは十分わかっておりますので、秋口にかけてこれを継続することかどうかという最終判断はそのときにしたいというふうに思っております。

宮嶋委員

上げ足とりみたいになりますけど、3カ年と言っていたから担当は考えてないと言われるけど、自分たちが事業をやって効果があったというふうにわかれば、積極的に予算計上して、市長がいやと言っても頑張ってもらいたいということを申し添えて、終わります。

委員長

次に、同じく164ページ、マイホーム取得奨励補助金について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

同じく164ページ、マイホーム奨励金について、これは飯塚市に引っ越して来られる方、新築には50万円、中古住宅には30万円を助成するという制度ですけれども、昨年の実績を教えてください。

建築住宅課長

申請件数が全部で36件ございました。そのうち新築が32件、それから中古住宅の取得が4件でございます。総額が1890万円の助成となっております。

宮嶋委員

資料の122ページに書いていただいております。3000万円の予算で始められて、今のところ1890万円、せっかくの制度なのに1110万円の残りが、まだ今のところと言うんですかね、ありますけれども、現在のところの結果について、担当課としての感想を聞かせてください。

建築住宅課長

今回の制度につきましては、皆様に周知する期間というのが結構短くて、周知方法としましても市外の方が対象でございますので、周知方法の検討もしていく必要があると考えております。また、今回、申請件数が36件、107名の方が市外から転入されております。しかしながら転出ということも一部ありますので、転出抑制につながるような施策も今後検討していく必要があるのではないかと考えおります。

宮嶋委員

周知徹底が遅れたということで、補助金もちょっと減らされておりますが、この2020万円ですかね、何件ぐらいを想定していますか。

建築住宅課長

新築50万でございますので、大体40件程度を予定しております。

宮嶋委員

市内在住の方にも補助金を出せば、定住になるんじゃないかというようなこともあります。そういうものもまたあわせて今後考えていただきたいと思います。せっかくの制度ですから皆さんに周知していただいて、市外から人が飯塚は本当にいいまちだということで住んでいただけるように、いろんなまちづくりをしながら、そういう部分についてもやっていただきたいと思います。また、この資料の中では他市の状況がいろいろ書いてありますので、その辺も土地取得に対してもというような、この間の議会の中でも報告がございましたが、いろいろ工夫されて市外からの人が入ってくるように、また飯塚市の方が定住するように、せっかくの制度ですから広げていただきたいと思いますということをお願いして、終わります。

委員長

次に166ページ、各所維持修繕工事について、道祖委員の質疑を許します。

道祖委員

166ページ、道路橋りょう費、各所維持修繕工事について、これは昨年よりも1000万円ふえたわけなんですけれど、これは道路というのは、再々言っておりますけど、毎年毎年を古くなっていったって、修繕しなくちゃいけない。維持管理費は高くなっていく。したがって、早目早目に修繕をしていくことが必要だと思っておりますが、これで全長のうちですね、今年度の予算で何%ぐらい、何キロぐらいができるかなというふうに思っているんですけれど。

土木管理課長

ここにあっております各所維持修繕工事につきましては、その内容につきましては道路側溝等の排水施設、あとは道路付帯施設等の維持修繕工事ですね、このほかに舗装修繕工事等が含まれておまして、すべてが舗装に関連する事業ではございません。

道祖委員

だから、そういうことなんです。道路が痛んできているんですよ。だから毎回毎回、機会あるたびにこの維持費はふやしてほしいということをおっしゃっているんです。あなた方は市報でピンホールがあれば連絡してくださいと言われております。基幹道路と言うか、メイン道路というのは、結構目が届いているんですけど、各自治会の生活道路結構傷んでいるんですね。だから早め早めにやはり手を打っていかないと。確か19年でしたっけね、大体舗装10年でしたよね。だから、それ以上になってきている。住民も我慢しているのは我慢しているんですけどね。やはりいつも言われるのは、自治会の道路、傷みが激しい。それと自治会は高齢者が多くなってきているからですね、やはり歩くときにつまずくとか、こう体がゆらっとなるとかですね、そのようにやはり多くの意見を聞いているんです。今回1千万円をふえたから、それでよしとしますけれど、この点についてはやはり来年度に向けて予算をつけてくださいと言ったって、副市長渋い顔しているからあれでしょうけど。いろいろ政府も経済活性化のためにいろいろ予算を組み始めていますから、まずそういうところのお金がいただけるんだったら、そういうところをいただいて、きちっと調査して要求していくべきだと思っておりますので、よろしくお願いいたします、終わります。

委員長

次に、168ページ、愛宕2号線愛宕踏切改良事業費について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

168ページの土木費です。愛宕2号線愛宕踏切改良事業費、この踏切は本当に狭くて、一度少しかけて、気持ちだけというくらい広げてもらったことがあるんですけども、車が脱輪したり、近所の方が上げたそうです。皆さんで押したそうです。そういうのもあったということで、地元の方と一緒に直方のJRの事務所にも改良、JRがするんですということで行きましたけれども、今回の工事についてお伺いしますが、本体の工事ではないというようなご説明でしたけれども、今回の工事の内容の説明をお願いします。

土木建設課長

本踏切は愛宕団地と市道新飯塚・鯉田線を結ぶ市道愛宕2号線内にありますが、現在の踏切形態は歩道がなく、JRの線路がカーブしていることから段差があり、歩行者と車両の通行で交通安全上、非常に危険な状況にあるため、踏切改良工事を行うものであります。

宮嶋委員

だから、踏切の中じゃなくって、今回は取付道路だというふうに聞いたんですが、どういう工事をされるんですか。

土木建設課長

平成25年度につきましては、JR工事部門の実施設計業務と市道部分の拡幅工事、27メートルほどを予定しております。

宮嶋委員

結局、取付道路というか踏切に入る前のちょっと坂に、結構坂になっていますよね。これがやっぱり、特に坂になっているからかと思えますけど、随分傷んで、今も道路の補修の話が出ていましたけど、亀の子状というか、ひびがいっぱい割れたりして、穴がちょこちょこほげたりというようなことで、本当近くの女性の方がバイクでその穴に引っかかって、転ばれてけがをされたこともありました。そういうのもありまして、その道の部分を広げられるのと、道をなだらかにしてというような工事が今年度あるんですよね。じゃあ、踏切の中の工事はいつ行われるのか、教えてください。

土木建設課長

踏切の中の工事といえますと、踏切部分でございます。それはＪＲと協議を行い、平成２６年度にＪＲに委託し工事を行う予定でございます。

宮嶋委員

飯塚市がお願いしてＪＲに委託するわけですか。ＪＲの仕事じゃないんですか。

土木建設課長

飯塚市がＪＲに委託し、ＪＲが工事を行うものでございます。

宮嶋委員

平成２６年度に、まだ設計だとかいろいろのがあって本体の工事ができて、この踏み切りが広がって歩道ができて、皆さん安心して渡れますよというきれいな踏切ができるのは、いつになりますか。

土木建設課長

平成２６年度にＪＲの踏切部分の工事が竣工すれば、完成と思っております。

委員長

続きまして、１６９ページ、小正・明星寺線道路改良工事について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

この小正・明星寺線道路改良事業費ですけども、明星寺団地下のいま問題になっています道の延長線上というか　の所の変則的な交差点になっておりまして、交差点というのは十文字、なるだけ十文字に近くするというのが望ましいというふうに聞いておりますから、そういう工事になるのかなと思いますが、それでよろしいですか。

土木建設課長

本路線の交差点は明星寺団地からの侵入の交差角が小さく、また食い違いの交差点となっており、車両の通行が危険な状態であります。特に朝夕の通勤、通学時においては通行車両も多く、歩行者が危険な状況にあることから、食い違いの交差点を解消するため、交差点の改良とともに道路改良を行うものでございます。

宮嶋委員

私もあそこには朝何度も立ちましたけども、確かに本当にヒヤリとすることがたくさんありました。今回は調査測量設計委託料というふうになっておりますので、調査されてどういう形にするか決まらなないと日程も決まらなかもしれませんが、工事にかかってでき上がるのは、いつごろになりますか。

土木建設課長

２５年度の予算につきましては、交差点及び道路の中心線の比較検討を含めた予備設計の業務を行います。また２６年度は平面及び路線測量の地質調査並びに交差点及び道路の詳細設計の業務委託を考えております。それから２７年度以降について、工事を予定しておりますのでございます。

宮嶋委員

なかなかスツといかないものだなというふうに思いますけど、その間もいろんな子どもたちも通りますし、いろんな車も通りますのでね、できるだけ急いでいただきたいということを申し述べて終わります。

委員長

次に、172ページ、中心市街地活性化事業費について、明石委員の質疑を許します。

明石委員

172ページ、土木費、都市計画総務費の中で、中心市街地活性化事業費について質問いたします。この事業に、合併特例債はどのくらい使われるんですか、来年度ですか、予算の中で。

中心市街地活性化推進課長

資料の14ページにもありますように、中活事業全体といたしましては平成25年で10億9080万円を予定いたしております。全体といたしましては、20億5千万円程度を予定いたしております。

明石委員

いま言われましたように、20億円のお金を使うわけですね。この中で実は、私は総務委員会の中でもお願いしましたが、現地をですね、一度も見たことがない。今後もですね、その進捗状況によってはやはり視察をすべきではないかと。これ、いろんな人から聞かれておるわけですが、どういうふうになるのかと。ただ書面だけでは非常にわかりにくいところありますので、この機会を通じまして、ぜひですね、そういう計画を立てられればお願いしたいということをお願いしておきます。

委員長

同じく172ページ、中心市街地活性化事業費について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

同じく都市計画総務費ですけれども、いくつもありますけれども、ダイマル跡地コミュニティビル整備事業について質問をさせていただきます。先の総務委員会でも報告事項としてあっておりましたけれども、所有権が取得をされたということで今から動き出すというようなことになっているようですけれども、なかなか地元の住民の皆さんがどうなるのかというのが今一つわからないと言うので、これからのスケジュールをお知らせください。

中心市街地活性化推進課長

いま言われましたとおり、根抵当権の抹消問題がようやく解決いたしましたので、さっそく3月末までに地元の皆さんを対象とした説明会をまちづくり会社が開くという段取りになってまいります。その後は工事に入るわけですが、まず解体工事を予定では7月ぐらいまでに終わらせたいということを考えてございます。その後、年度いっぱい、ひょっとすると、また今の事業計画を改めて設計を出しながら決定していくという段取りになってまいりますので、26年の3月完了を目指した中で設計に取り組んでいくという状況でございます。

宮嶋委員

このダイマルについては、アスベストの問題が以前から指摘されております。解体するにしてもですね、どこからどうやってその荷物を、残骸というか解体したものを運び出すのか。大変慎重にされる必要があると思いますので、その辺がやっぱり皆さんどうなるのかということと解体のことがやっぱり心配されている部分だと思うんですね。3月末までに説明会をやりますというような答弁でしたけど、日にちとかはもう決まっているんですか。

中心市街地活性化推進課長

昨日の打ち合わせの中で、できれば3月23日に開催したいということで地元の自治会長さんあたりに相談をするという状況でございます。

宮嶋委員

皆さん、大変なことだからどうしても説明会に集まりたいと思っても日程がとれない方がか

もいらっしゃるんで、できればもっと早く日程が皆さんに伝わるといいなと思いますが、きちっとそこら辺の周知徹底もされて、もし希望があれば2度、3度開くというようなことも検討していただきたいっていうことを申し上げて聞いておったほうがいいね。よろしいでしょうか。そういうふうなことできちとした説明会をやっていただきたいということをお願いしたいんですが、よろしいですか。

中心市街地活性化推進課長

第1回の状況を見ながら、またまちづくり会社と協議をさせていただきたいと思っております。

委員長

次に、173ページ、都市サイン整備計画策定支援委託料について、道祖委員の質疑を許します。

道祖委員

173ページの都市計画費の中で、都市サイン整備計画策定支援委託料についてお尋ねいたしますけれど、これ中心市街地活性化事業費の中でやりますけれども、中心市街地だけにサインをつくってもですね、致し方ないんじゃないかと。まちの中の人だけがわかってもしょうがないというふうに、私思っているんですよ。だから、したがいまして、もう少し広範囲、もちろんそういう考えであるんだろうと思います。だから、中心拠点というのが都市計画マスタープランにありますから、最低でもそれぐらいの範囲はサインが行き届かないとですね、外部から来た人たちはわからないというふうに思っているんです。ですからそういうこと等をまずお願いして、それとともにサインのあり方なんですけれど、お客様をどういう方を対象にするか、市外の方ですね。その点についてですね、いろいろきのうも鉄路の話をしました。車だけが交通手段でありませんので、往々にして自動車というふうに目が行きますけれど、歩行者に対してどういうサインをするのか。また、鉄道を使う方、高齢化社会になったときにサインがどういうふうにあるかですね、高齢者対象のサインというものはどういふものか、そういうことを検討していただきたいというふうに思っております。外から来る方が安心して飯塚市内を歩けるようになるようなサインをお願いいたしまして、終わります。

委員長

次に、178ページ、長寿命化計画策定支援委託料について、明石委員の質疑を許します。

明石委員

178ページ、土木費、公園費、長寿命化計画策定支援委託料について、この内容についてお伺いいたします。

都市計画課長

公園の長寿命化計画の内容ということでございます。いま現在整理をされた公園につきましては、維持管理を市のほう行っておりますが、今までは維持的な管理でございます。今後は予防的な保全的な管理をしていくということが必要になりますので、今回は都市公園につきまして既存の施設、遊具とかトイレとかその辺りの安全確保をするための維持管理方針とか改築方針を策定して、予防、保全的な管理、改築を進める計画をつくるということでございます。

明石委員

都市公園は、飯塚市全体で何箇所あるんですか。

都市計画課長

今すでに開設されております都市公園につきましては61カ所でございます。

明石委員

以前ですけど、筑穂町あたりでは公園が使われてないところがたくさんあったんですよね。それで整備する金がかかりかかった。それで整備してもまた使われないという状況がありましたので、そういう状況はないわけですね。

都市計画課長

市内に都市公園、ほかの公園も当然ございます。その中ですべての方が、そこにずっと利用されているという部分は、利用されていない箇所も当然あるのかなとは思っております。今回計画をするにあたっては当然利用されているところ、当然遊具もある今後の維持管理を継続していく必要があるというふうな都市公園と、いま言われます市内ほかにも都市公園以外の部分がございますので、その分も合わせて長寿命化計画をつくるということにしております。

明石委員

ぜひですね、皆さんの憩いの場所とか散歩の場所になる公園ですから、しっかり整備をされることが大切だと思います。それから遊具施設についてもいろいろ問題がありましたけど、器具に不備によりけがをしたりとか、そういうことがないようにお願いして、私の質問は終わります。

委員長

同じく、長寿命化計画策定支援委託料について、江口委員の質疑を許します。

江口委員

いま概要についてはお話を聞かせていただきました。この委託については、予算としては5000万というかなり大きな予算がついておりますが、この発注方法はどんなふうになるのでしょうか。

都市計画課長

発注方法につきましては、専門の安全点検技師というふうな方がおられます。遊具の点検でございますけども、そういうふうな資格を持たれた専門業者のほうに入札で、コンサルタントでございますけども、そういう形で業者を決めていくという形になろうかと思っております。

江口委員

となると、本当に、単に長寿命化についてお願いをするというふうな形と理解してよろしいですか。

都市計画課長

この計画につきましては、今後改築をする必要があるという部分も、当然判断の中で危険度とかの調査も行いますので、その部分につきましては危険度が高い部分については更新とか新規に付け替えるとかいう部分の計画が出てまいりますので、その中で整備もあわせて、補助の関係とかも当然ございますけども、その中で改築更新をしていくというふうな形になろうかと思っております。

江口委員

なぜこのようなお話をお聞きしたかということですね、求められる公園もだんだんだんだん時代によって変わるわけですね。その中で大将陣の公園についても老朽化したローラー滑り台を大型の部分撤去して、コンビネーション遊具を設置するというふうな形であります。そういったことを考えると、公園のあり方自体を本当はどうしようかというところがメインであるべきではないかと思うんです。そうすると、幸い飯塚市内には作業デザイン部門を持っている近畿大学さんがございます。そしてその中の学生さん、それこそ緑道公園も含めて、いろんなところで提案もいただいたりした事例もございます。そういったところをお願いをして、ある意味その方々の、例えば大学が受けて、大学の下でその専門的なチェックができる方々がその専門的な部分だけの下請けとして入る。全体のデザイン、公園をこうしようよというところに関しては学生も含めた大学としての提案を受けることも考えられるのではないかと考えております。ぜひ、発注の前には、もう一遍考えていただきたいということをお願いしておきます。

委員長

次に、179ページ、浸水対策事業費について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

179ページの下水道費、浸水対策事業費ということで、合併特例債を使つての工事がたくさん、長期、中期というふうな形で進んでおります。その中で熊添川流域調整池新設事業費について、今年度、23年から工事が、設計とかいろんなところでしょうけれど、始まったということですが、今までこの2年間ということが行われて、25年度にはどこをどういうふう

に工事をされるのか、教えてください。

土木建設課長

熊添川流域調整池新設事業につきましては、23年度に実施設計業務を完了しました。24年度、これは穂波総合運動場内に貯留化の5,200立米が完了いたしております。また来年の25年度は熊添川沿線の公有地があります忠隈住宅跡地、旧穂波地区に5,000立米の調整池を計画しております。

宮嶋委員

では、忠隈泉町団地だと思うんですが、あそこに5,000立米の調整池が、もう25年度で完成するということですか。

土木建設課長

とりあえずいま現在の状況では、3カ年計画で予定しております。

宮嶋委員

ぜひ、ここも大変、あの菰田のほうに向かって随分浸水被害が多いところですので、できる限り急いでいただきたいということで、終わります。

続いて、もう2つ下の二瀬の排水ポンプ施設ですけれども、ここも毎年のように浸かっておりまして住民の皆さんは本当に不安に思っておられます。ことしは設置工事ということで、やっと本格的な工事に入ると思うんですが、何月から工事に入って何月にできあがるのか、教えてください。

土木建設課長

二瀬排水ポンプ設置工事につきましては、平成25年9月上旬から平成26年3月下旬までの工事期間を予定しております。

宮嶋委員

ことしの梅雨には間に合わないんですね。なんかもっとスピーディーにできないかなというふうに思いますが、ことし大雨が降った場合の対応はどういうふうになるのでしょうか。

土木管理課長

この二瀬地区、この地区での浸水対策をどういうふうに行っているかと、いま土木建設課長がお答えいたしましたように、ことしポンプ設置工事をする予定しておりますけれども、現在は簡易式のポンプをかけておりまして、それで内水排除を行って浸水被害に対応しているところです。

宮嶋委員

今の仮設のポンプで間に合うくらいの雨になってくれればいいと思いますが、ぜひ早急に、地元の皆さん急いでありますのでお願いして終わります。

委員長

次に、189ページ、自主防災組織育成コミュニティ助成金について、吉田委員の質疑を許します。

吉田委員

消防費の災害対策費、189ページですけど、自主防災組織育成コミュニティ助成金、これについて250万円の今年度計上がありますが、内容についてお聞かせください。

総務課長

これにつきましては、財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業といたしまして、コミュニティ活動、備品の整備や安全な地域づくりと共生のまちづくりなどの事業等に対

しまして助成を行っております。現在このセンターのほうに申請をしているところでございますけれども、今回の自主防災組織コミュニティ助成金につきましては、これを活用いたしまして、穂波地域において自主防災組織の設立をお願いしております団体に対しまして助成を行うもので、発電機や折りたたみ式リヤカーの購入に充てるための費用として250万円を計上いたしております。

吉田委員

過去におきまして、このような補助金、助成金で配備した資材、機器等はどんなものがあり、それはどのような場所に保管されているのか、お願いします。

総務課長

平成18年度以降、この助成金を活用いたしまして配備した資機材につきましては、テント、ゴムボート、防災倉庫、発電機、リヤカー、チェーンソー、防水シート、水中ポンプ、担架、誘導棒、トランシーバーなどがございます。これにつきましては、各地区の公民館や自治公民館等の中、あるいはその公民館等の敷地に倉庫を設置いたしまして保管をいたしております。

吉田委員

今ご説明がありましたテント、ゴムボート、防災倉庫、発電機、リヤカー等々いろいろありましたが、これは年度によって、配備した地域によっていろいろ内容、購入品等は違うのでしょうか。

総務課長

先ほど申しましたのは18年度から23年度までの分を申し上げさせていただきましたので、地域においてはそれぞれ地域で年度ごとに違いますので、内容についてはそれぞれ違います。

吉田委員

それではですね、飯塚東地区におきましても数年前に資材等の配備がなされてますが、配備した機材等の管理はどこがどのようにされていますか。

総務課長

飯塚東地区におきましては、平成21年度にこの助成事業を活用いたしまして、先ほど申しました発電機やチェーンソーなどの資材を配備したところがございます。これらの資機材は東地区内におきまして2カ所、東ヶ丘公民館それから上三緒第2集会所のほうに資器材倉庫を設置いたしまして保管をいたしております。この管理につきましては、自主防災組織であります地域安全推進隊飯塚東班と、地元の消防団の上三緒分隊のほうが共同で行っておるところでございます。

吉田委員

この当該地域についてどのようなものが配備されてるか、わかりますか。

総務課長

先ほども少し申しましたが、21年度におきまして配備いたしております。配備した主なものといたしましては物置、いわゆる倉庫でございます。それから発電機、チェーンソー、それからハロゲンライト、バリケード、コーン、防水シート、スコップ等々でございます。

吉田委員

このような資材機器類はいざという時にちゃんと使用できることが大事であると考えます。管理状況や管理体制はどのようになってますでしょうか。

総務課長

各地区の自主防災組織等に配備した資機材の管理につきましては、基本的には配備先の自主防災組織等をお願いをいたしております。市ではその管理状況については報告を求めたりはしておりませんが、年に1回程度、職員や消防団が地元の自主防災組織等の方と保管状態の確認作業を行っております。質問者言われますとおり、いざという時に、せっかく配備した資機材がどこにどんなものがあるのか、あるいは動かないなどの本来の機能を発揮できないというこ



とがないように、資機材の運用管理について徹底するように各防災組織等に対しまして働きかけをしていきたいと思っております。

吉田委員

ただいま答弁いただきまして、おっしゃるとおり、せっかく購入した防災用の資機材です。地域によっても配備された機器等については違うと思います。地域でやられるということですが、点検記録簿、作動確認書等を年に1度でもいいから定期的に提出を求めるべきだと、飯塚市のほうに提出してもらうべきだと考えます。災害は忘れた時にやって来ます。日ごろの備えが大切ですけど、この点についてはいかが考えますでしょうか。

総務課長

先ほども申しましたとおり議員おっしゃるとおりでございます。これについては管理状況、今はまだ報告を求めておりませんが、言われますとおり何らかの方法で確認できるような体制をとりたいと思っております。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 17:00

再 開 17:00

委員会を再開いたします。

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

明石委員

先ほど、中心市街地活性化のところで合併特例債の件をお伺いいたしましたけど、合併特例債のですね、一番最初から25年度予算額までの使用金額と残金がわかれば教えていただきたい。

財政課長

追加資料の14ページに合併特例債の状況について記載しております。ハード事業のほうですね、表の上に書いていますように活用限度額が464億6000万円です。この表の下の方に総累計を書いています。25年度の予算を含めまして183億8320万円です。活用限度額残が一番下になります280億7680万円となります。

委員長

合併特例債は総括でお伝えしたつもりでしたが

明石委員

280億円が残ってるということですよ。今後の使い方を考えてと思ひまして質問しましたから、特別にどうのこうのというのはありませんので、すいません。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

ほかに質疑がないようですから、第8款 土木費及び第9款 消防費についての質疑を終結いたします。

おはかりいたします。議案第8号については、本日の審査をこの程度にとどめ、明日3月14日午前10時から委員会を開き、審査したいと思います。ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、平成25年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。